

實事錄  
自卷一  
卷六

大日本教育會總館  
四  
四  
五  
四  
五  
冊  
號  
架  
函

205169-001-0

特29-102

實事錄

松村 春風 (操) / 著

M16

EDV-0189





○河内山宗俊實錄

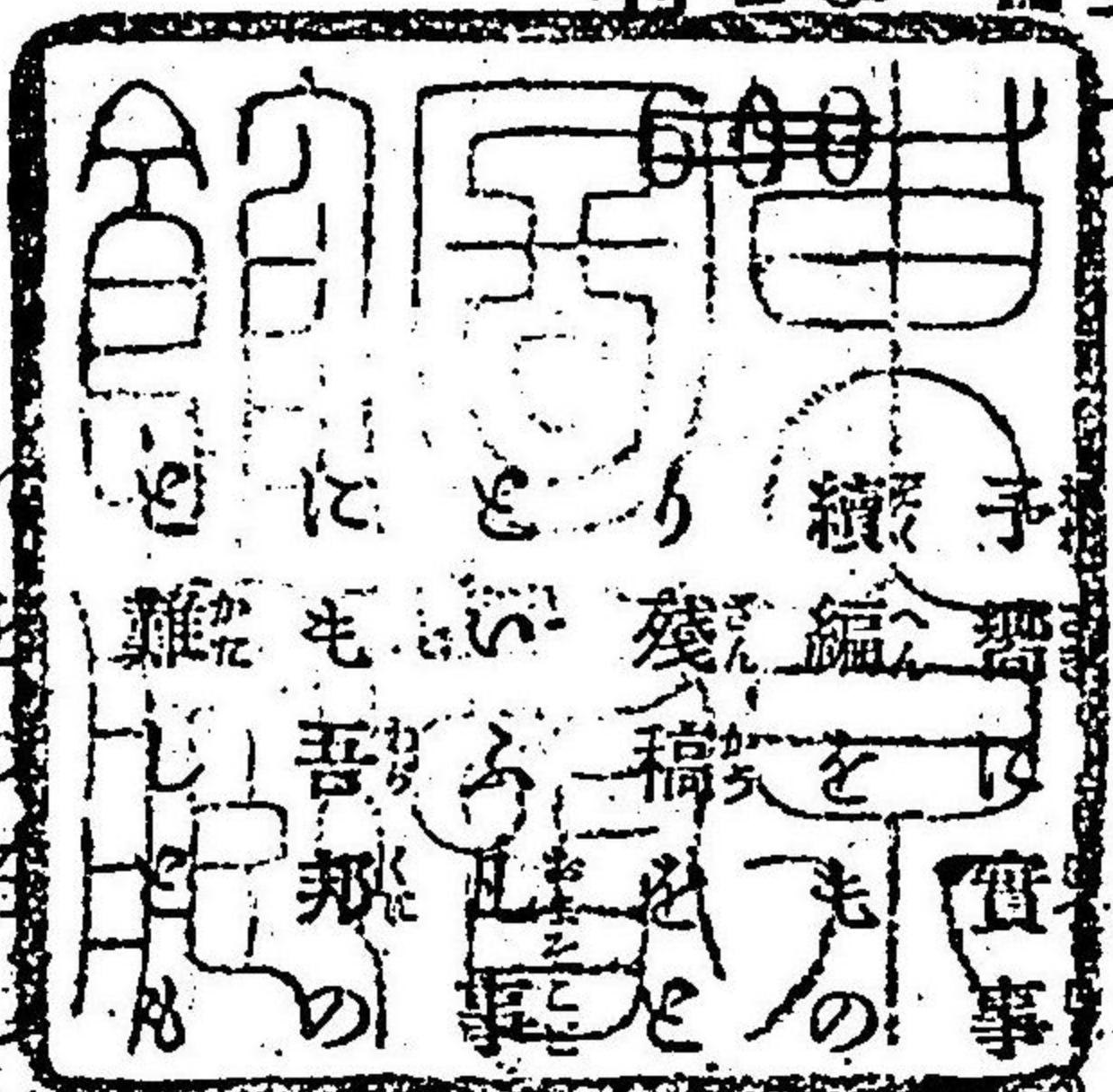
○金看板甚九郎實錄

○黑田騷動實錄

實々事譚

卷一





緒言

予嘗は實事譚四十卷を著せしに亦は漏るゝ事おほしとて  
 續編をものせよと促るゝ人たち多し因てまたも筐底を探  
 り殘稿をどう出でてこゝに數卷を編なしつ題して實々事譚  
 といふ事の實を探りてまゐるさんは容易かふぬといふ中  
 にも吾邦の近世の事蹟は正史の徴すべきもれなきゆゑい  
 ん難しとしかたかる業にて己のよしと思へるも人見てこ  
 れをばしといひさきおは正しとさだめたりしも後にま  
 たよく考れば誤れるも多くて背に汗するのあべての習ひ  
 ありと人もいふめりまいてや予がごとき年わかぐそれ  
 さへ近比までは漢籍或は洋書まなぶとてその師の許おあ  
 りて吾邦は史乘記録あどいうかやひしとさへなくやうや



く三四年以降の見聞もて彼書は編出しされは大方のもの  
わらひとありけんふしも多かりしあるべしされは今回は  
探りしうへにもあはさなり考しうへにもよく考て題号さ  
へかくものしつるものからこれは今日の稿を明日はま  
づから非とさとりんともありあるかじかゝるかたかる業  
をまづから好むものすなるはわれなが少鈍しくもいとあ  
ずましや

明治の十年あまり六年といふとしの春

松村操著す

質々事譚卷之一

○河内山宗春の實説

征夷大將軍徳川家齊公の政ごちたまひし寛政の頃より文  
化の末までには江戸本城の坊主河内山宗筑が子に同苗宗春  
といへるものあり宗筑は奥坊主にてその家饒に暮しぬす  
べて奥表ともよ坊主の四代將軍家綱公に代に召出されし  
ものは二半場と稱へ御抱入の者とは家筋異りて一列中に  
ても殊に二半場をもて規模とはなすありて、宗筑が家  
筋は家綱公の代に召出されしものにて同僚もあつたから  
蔑視するとかく宗筑もまた職務に懈怠なかりけりまかる  
に父が子よは似氣なく宗春は幼きときより小才ありて大  
を人としも思ひたふざりければ人を竊に嗾合て此童子成



二 長の後善良にれもふかば拔群の秀才ともなるべしもし又  
さはあくて良らぬ事にかたふきなばそは行未得て測るべ  
かゝらざらんと評したりけれども流石も宗筑にさる意見  
なすもれもなかりしかば宗筑も必着でありし歟又は父が  
教訓をも用ひざりしにや寛政八年宗春二十歳の比よりは  
やく放蕩にて出勤の衣服までも典却してせん術なかりし  
かば親族縁者に乞ふげけども誰とても助るものさかりし  
を丸嶋要權さすがに氣の毒にれもひ出勤をそゝめて衣服  
を貸與へその場を救ひけりその折宗春より要權に贈りし  
一札左の如し

一 此度私出勤に付無據御無心す小袖羽織借用す此以

後は決して御無心等中間敷い其上私相應罷成い迄は祖  
母私出入等仕間敷いおてう事も此以後は万端私方に  
て世話仕一切御苦勞掛中間敷依て一札如件

寛政八辰年十一月 河内山宗春

丸嶋要權殿  
と認めたりしとなん斯て宗筑年老て身まかりし後宗春を  
の遺跡を繼て奥坊主ま列し持高二十俵二人扶持にて勤仕  
すといへども常に娼家に遊び動すれば流連すると多く賭  
博をさへ好みければ中々僅々たる扶持高のさみては足る  
べうもあらずさゝにその友の袁彦道をもつて宗春が最初  
下谷練堀小路後よ本郷御弓町今町の住宅よ來集ける徒み  
三 宗春が才氣に壓せられて深くも怕れつ後にこれと手



四 合せず宗春には私税を與へて宛然それ徒の首領は如く崇  
敬しかば宗春も手合せに十たびに一二度の輸せしとも定  
めおたきよ私税を取りて手合せざる時は敗を取るの憂  
なくこれ萬全の策なりと思へばろの爲すに任せてるの後  
い敢てとづから壺皿を執るとおしさてこゝに來集ふ夥計  
といふはまづ御中間頭鈴木宇右衛門組御中間棚澤鉄三郎  
義祖父隱居小島政五郎(諱名小政)小普請組太田内藏頭組齊  
藤孫八郎無宿吉藏宗春が家の食客庄吉無宿わたま吉事吉  
松湯嶋四丁目欠落者大工職黒市事本名市五郎又旗下寄合  
某の用人戸川庄左衛門といへるものゝ二男同苗猶次郎等  
あり就中此猶次郎は幼稚の時より才智惡おしこく成長そ  
るに隨ひ放蕩なりしかば父庄左衛門が教訓に道あぐて此

後いかなる事ありて主人の名をも引出すとあらば吾第一  
に不忠とありなん不便なれども早く思斷らざりせば後悔  
そこに立がたかふんと思案を定めつ竟に舊離の旨を町奉  
行所に届しうへ屋敷を放逐したりしかど猶次郎ハ些も憂  
る体なく一時たよるべき方もなければ麴町なる渡徒士入  
口宿藁屋某の寄子となり菊の問縁側詰の小大名或は芙蓉  
間の諸役人三千石以上寄合などの渡徒士となりしより人  
此者を諱名して直待と呼做しけり  
此者と同時に比企藤内が同類におなじく旗本の渡用人  
片岡某が悴にて片岡直次郎といふ者ありしをその通稱  
比同きをもて講談師あどが此猶次郎を片岡直次郎とす  
るは大ある誤なり相混すべからず片岡直次郎は宗春が



六

二件又は關係しものにあらざり  
又此外にも西丸表六尺政七寸諱名を大政といふ湯嶋住居御  
駕の者傳五郎などいふも常々宗春が家より來集ひて勝負  
の筈を開くと晝夜已どきなきにやその事遂に世上に風聞  
して匿れありしかば同朋頭平井専阿彌、奥山三阿彌等仄  
よ聞て大に駭きそは安からぬとよとぞを宗春が同僚し  
てその虚實を探らするに果して風聞にたがはざりけるは  
どにざる行状のもの配下お在ての一同の不取締なりと忽  
職を禡てその家筋二半場なれば小普請組彦坂近江守が組  
に編入せられり其子惣領たる三之助も父の放蕩に組を  
るにはあふねどろの行亦正しからねば人習てれまも眉を  
擦めたりぬさても宗春は小普請入となりしかど少しもこ

七

これに屈せし四方の無賴漢等まをて集來て賭博をあす間  
よは商量して各手を分ちつゝ女犯の寺院商人の園女或は  
藝者歌舞妓役者の家などは突入り難題をいひかけて金錢  
をゆすりとするは其の計策はいつゝも宗春が指揮を受さると  
なけれはをの徒は宗春を師の如く信ず主人の如くは母て  
あからさまにその名を呼ぶものさへなくいづれも旦那又  
は親方と崇敬せかじづくも大かたあがす一日宗春子分吉  
松を連れ小石川をさして赴くも本郷蔭坂の邊にて端を  
く齊藤孫八郎が小石川傳通院門前の賭場より立歸るに  
逢ひけり孫八郎の時孫八郎はやくも見ゆめ親分早晨より何  
處へゆかせたまふといふ宗春領きていな餘の仕事にもあ  
らねと傳通院前の賭場が四五日以來盛ると聞しゆる跳込



八で私税を取らんと思ふこそといへば孫八郎急に押止め  
てそは親方の品目違へり我らも既に往て見たれどもその  
賭場の主が古着屋といふはたゞ表向のみにて實は職品買  
の頭なりされば群集る奴原とてもいづれも鉄火の本職を  
れば威して取らん金にわらず空骨折らん益ありればこ  
ゝより引返して又よき仕事にかゝりなまへといふに宗春  
も忽失望してさて益なかりきと吐きつゝ躰て三人打連  
て立歸らんとする途中喜多川といふ待合茶屋の前を通る  
に二階より旦那々と呼ぶ者あり宗春仰ぎ見ればおなじ  
夥計の榎橋鉄十郎なりしかば三人呼るゝまゝに樓に登り  
それより酒を酌交して四人俱に酔を尽しけるほどに五の  
時孫八郎は用事ありとてまづ其場を辞し歸り宗春鉄十郎

吉松はそがまゝ其處に酔倒れつ所狭きまで狼籍たる杯盤  
此中に斯の聲のそ外に漏るゝまでいと高しおゝに谷中三  
崎町ある禪宗天龍院の住職は至義といふものあり元來至  
義は清僧たる身に在ながら飲酒邪淫の戒を破り一寺の  
住職にもふさとしかたぬ白物にて疾くより此喜多川の主  
伊兵衛が妻きたと人眼を去のびて深くも言契が毎に來  
りて酒を飲み魚肉を食て人のそしりをも厭はず同氣相求  
る破戒の僧には同宗下谷廣徳寺塔頭徳雲院の看主宗教能  
登國総持寺の後寺廣徳寺不傳をといへるをも誘ひ來て遊  
者を呼ひ私娼を引入れなどしつゝおらぬ行狀をなぞ程に近  
隣の人々はまゝとく爪弾してあざと唾へとも三僧は聊屈  
九る氣色もなく此日もうち連て入來りの奥まりたる小亭に



十  
ていと面白げに酒宴を催して天堂の歡樂もよもこれに  
過めやとてうち興たりぬ然程に宗春等は酔やうやく醒  
て立歸らんとて偶樓上より此光景を視認しよりこはよき  
事獲つとて三人ひろかに謀合せつゝ吉松一人まづ三僧が  
餘念もなき座敷の障子をあふかに引開てつと進入りし  
かひ三僧はさらにもいはす酌取の女三絃を手にしたる藝  
者等は駭きまはひてその狼狽ゆふやうもわらす吉松三僧  
を信と脱へてやをれ三人の賊値りら此舉動は何事か我は  
凡俗よて出家の道は深くも知らねど飲酒邪淫は持戒の第  
一たりもし其戒を破るものあれば一寺の住職の道流とな  
り所化雲水の身なりせば三衣を覆取て細きていぢむ日  
本橋は南の三日が間面耻を賜さるゝは面が隠れ見づ取ま

十  
も聞けりそも汝等は一寺の住職歎たりしは又平僧歎どく  
名乗ふすやと罵れば三僧の面を赤くし或は音くし又兎角  
の詞もなぐたや目を目を見合せて逡巡のふやしたかける  
此時までも宗春鉄士郎は樓上に在りて蕭と情勢をうか  
以時分りよしと尙も宗春を遣ひたきの鉄士郎一人下來り  
て罵り騒が吉松をまが制しよて女房きたに打對てさし加  
りたりたる此場の時宜まづ第一に問たきは三人の身のうへ  
なり一向宗の外に肉食妻帯を許さねばは國家の大法  
なるとは今重いふを俟さねども此三人の僧達は全く一向  
宗と見極めがたし若し一向宗ならざりせばその罪尤輕か  
らす且三人はいづれも一寺の住職あるべしと見認たりぬ  
我今は隠居の身たりといへども尙も幕臣の端だれば事は



次第にふりてはたゞの儘にては見遣しがたし包ますや  
 せど叱り懲しつゝ、既引立んとする折しも暫く俟たまへ  
 と呼留めつゝ、入来るものありては感應寺門前に住居する  
 譚名を蛸平と呼べる本名平吉といふ處で宗春などと親し  
 き男ありその時平吉は適し、鉄十郎を押宥めさせてきたに  
 對ひ事の顛末を問ふほどにきたは平吉が鉄十郎等と講れ  
 る中なる体を察しければ程よ々此處をさめてたへと連に  
 詰ふ平吉その顛末を承引つまつて鬼まれ舟まれとて鉄十郎  
 吉松を宥めつれて二階に登るお豈料らんや宗春橋より在  
 てむづと坐直りさても御身は心なき男かな事十二分に整  
 ひしをなとて妨げたりしやとゆへは平吉推止ていゝ我と  
 ても好て中裁むるまはありねと此案は主は湯灌買の伊兵

衛といふものあり近邊の寺院へ立入るうち何日となく相  
 識とあり折々来て動止を見るに清僧を引入て遊興をす  
 むると一日にあらす今日三人のうちにて見罷れるはたゞ  
 三崎の天龍院のみになその餘は何者なるやを知らされど  
 もかく破戒の証述あるうへは必悪人は計らふまゝ鬼まれ  
 かくまれ此處の我がに預りて歸りたまへ徒手では述より  
 追つが下とひるめ告れば三人はさふば必ぬかりたまひ  
 りと後念をおして立歸りぬ斯て平吉は三人が背影を見送  
 り果て假意大息つき御身達ひまだ知りたまはずや今の三  
 人は世に名高き河内山宗春とその餘の二人もかくれのあ  
 き無頼漢ありもし御寺へ押かけて争論にも及びなば必由  
 々しき大事あふんたい此うへは彼等が口をとむむる處置



おくりては後難のはと最怖るしお女危しうきと詞せぬし  
 く臨く間も主伊兵衛も外より歸來て事の趣を問はば  
 夫に駭きさては大事に及びたり我ががとはとまればか  
 れ三方の御身のうへ最必許なしとく許ははずでは克ふ  
 からずとて只管に三僧は説示と宗春等が酒食の料は無代  
 とおし外に又金五兩を出させて馳興をとせむかハ是は  
 り先に宗春等は最寄に平吉が返事を待合せむつ馳て五兩  
 を分配して微笑まがら別れたる三人の僧は虎口を脱れし  
 よりその後ば此家に來るとは絶たなかりもかおきたのみ  
 は至義と選かふぬ中おれば折ふし墓詣に假託せば三崎  
 のたがめおしき茶屋はて語らふ事も屋はなむと予斯て  
 又一日彼直侍の戸川猶次郎いさとの用事ありて出向也

途中湯島天神の邊にて料らすも平吉に出會しかば最寄の  
 表賣酒屋へ伴ひゆきて二三杯を傾る間北と見れば常盤津  
 文字綾といふ遊曲の女師匠最いりしく通過て松岡といふ  
 茶屋へ入れり平吉これを見て忽心つき猶次郎が袖を曳て  
 ささみ彼天龍院の全義と徳雲院の宗教とが松岡へ入るを  
 見たりしに今又文字綾が往きたるゆさては彼兩人曩日の  
 耻辱にも懲りず遊興に耽ると覺えたり又も一番押あて  
 實証を見認なば物になら左は必定なり心得たまへと耳語  
 ば猶次郎莞爾とうち笑てとやせんかくやと猶も手筈を臨  
 合ふといひかぞ知るべき彼全義宗教の飽まで酔を盡し又  
 こそ來めとて松岡を立出つ踰眼赤が小蹄行くをはやくも  
 見とめ先へ廻て待おはすに宗教の己が住むる徳雲院をさ



して上野の山下まで來かゝると見る後の方よりや待た  
 まへて呼止る者あり誰やらんと見かへれば二人の男あり  
 一人は即平吉なれば是は悪かり多きは思ふも道避くべ  
 き方もなれば呼とめられしは用ありやと問ふ平吉川と  
 いふは餘の儀にあらす是なるは御身の強負せらるゝ文字  
 綾が徒弟にて直待といへば誰知らぬものもなき男なり此  
 頃満ち夕さる輪盡してせん術なきは今日文字綾が方へ  
 無心ゆきしに松岡に居るとゆふ逢て工面を懇まし  
 かど折のわるき折歹くて彼は一錢の持合もなき様と  
 御身には一方あらぬ眷顧を受けばいづれ御目にかへぬ  
 折借受て貸さんとの返答あれどいかにかせん切道なる  
 入用ゆる一時とて先期は延されず困ての手越の譯には當

れどさる縁由あるかふにはさまで遠慮に及ぶべからず直  
 々に徳雲院へ推参して請て試んとて迹追せしに折よくも  
 此處で御目に被りしは願ふてもなき幸なり無禮の怨させ  
 たまひねと針を合えし詞の端を宗教聞てさては今日の始  
 末を窺知りてかゝ難題をいふはこる然りとてあしく會釋  
 せばいかなる舉動に及ばぬも知るべからず穩に言解くに  
 優とあらばと思へば詞を和ゆて折入ての御頼みなれども  
 をば氣の毒の至りあり今途中の出掛りにて懐中に持合  
 たる金あらずいづれ明日松岡の主富五郎まで返答すべし  
 さらばといひ捨行んとするを平吉猶もゆるさずして大金  
 の借用ならば然る返答もあるべからず借んといふ金額の  
 僅に小判五枚なり明日とて先いふ求今宵中にといふ側より



猶次郎も亦進出せ只今此奴もいふ如く然る後寛仁入用な  
らばいかで途まで追來りて頭を下て願はんや抑我等は相  
手の授授次第にて敵ともなれば又味方ともなり善も強  
く悪にも強し御身等が舉動を日頃より觀ふ所清僧の身に  
て酒肉を事とし婦女を引入れ樂るゝは是より外に破戒の  
なし事を割て頼入るゝを承引なくば是まであり破戒のよ  
しを本寺に告て泣面かゝせて腹を愈ん返答いかにかよ  
ふやと二人左右に追寄て詞ひとしく罵つたり

以下次の巻に分載と

...

○金看板甚九郎の實説  
金看板甚九郎父子三世とも任俠をもてその名高し父甚  
九郎の元文寛保延享寛延寶暦の年間を專みせしものにて  
子甚九郎はまた明和安永天明寛政享和文徳の比さかりよ  
鳴りし俠客あり今の世の人此父子名あどかりけるをも  
て事蹟を相混して傳へいひ甚きは一人なりとさへ思へる  
はいみじき非ありと父子の事をわきて記むに父甚九  
郎は江戸木挽町に住めり都下の少年等々の聲名を慕ひ來  
りてその庇蔭に立んとを請ふよ甚九郎が性としてひたす  
ら名ををしめ頼で寄來るものをば絶て拒むとなきに予  
それ子分子方と稱するもの都下に幾百人なるを知りす  
るがゆゑに三尺の童子までも甚九郎といへばその名を



知らざるなじさりけれども甚九郎非義も與せず非道を行  
 はすひとへま正直節義を主として人け厄難を救ひ因窮を  
 たすけ或は争闘を鎮め紛議を解きあをるをもて己が任  
 とあじなるほどに世人これに義ありとなしまからさまに  
 其名を呼ぶものなく金看板といふ薄名を負せて呼慣はし  
 かりかく稱るゆゑは凡坊間の薬舗よて良劑を賣るには必  
 金箔塗りたる招牌を掲て人けの良薬あるとを知らしめ  
 んとするとその常ありまがなるに甚九郎が俠名金招牌にひ  
 としく著きよ呼ぶなりとさて金看板は名を得たり  
 にはかのうがら起原ありそは一日上州木崎無宿久藏とい  
 へる賊捕縛せられ品川溜溜外北府の比馬町屋敷とい  
 二ヶ所別獄舎に預り淺草で溜溜は非北府の比馬町屋敷とい  
 非八頭松右衛門が預り淺草で溜溜は非北府の比馬町屋敷とい

門が手下の弾左衛門へ送らる事ありけりまかるは久藏  
 途中にて獄丁のそきをうかひ縲繼のまに逃出せしめ  
 ぞみづからその繩を解くとかならず入めたりむとも容易  
 承引るべからざるのみあらず却てそれかたみに捕へらる  
 への恐れあればいかはせましと案上頼みしが偶と思ひま  
 けるは彼甚九郎人の危急を救ひ何事なれ頼るはまきは身  
 をも棄て承引くぞこそ傳聞たれはれに走込て時々の救助  
 を頼みまばよも透出さる事はあるまじとおもふば豫て  
 聞知りける甚九郎が家へ驛直に走至りしに折し走甚九郎  
 の亡母の七回忌あれば是て佛壇は香華を手向つ一心は看  
 經してあり久藏厨の方より透しく跳入て詞せわしく親方  
 に逢たしといふ甚九郎の妻その者の体を見るに縛られし



まゝおれば大におどるき甚九郎に告げるほど又甚九郎急  
 に看經をどいめ念珠爪線のを立出てつらつとその面を  
 見れどもいまだ一たび毛會しとあるき男なれば大くいふか  
 しみて御身我に面會を乞るゝよしおれども相識もあく  
 殊に八重繩に都られしは聞ぬともるき罪人ありさるに何  
 用ありて訪れし予必得がたしと結れば件の男頼りきて宣  
 ぶとく一面識だにさなれともたゞ在狭の名の高きを慕  
 ひ今の危急を救はれんぞて来りしなり已は上州木崎無宿  
 久藏どかふ賊にて悪事あらはれ竟に縛られしかと思ふ旨  
 あれば脱れしありされども此縛を解んぬのは親方あらせ  
 は外になしとくゝ解放てたふといふ甚九郎聞て鶯鳥使  
 に入るときは獵人もこれをつらちすもやめぬ我を男の中の

男一疋と視認て来にしものを救ざるも男氣なきに似たり  
 といへどもたゞ天下の大法をいかにせばせん大法を犯さ  
 んとは男を磨く者の第一に慎むべき所なり其許も男の一  
 人にてありながらさどらばかりの事を得辨ざるや凡盜を  
 おすものゝ天網をのがるべからざるは最初より知れたる  
 事あるを今さらになり逃匿るゝいみじき臆病ありと  
 く自首して罪を官府に謝せずやと説示せども久藏頭をよ  
 り猶推返していふやう否己が今日走りしは身を遁れんは  
 する臆病にあらず別に一條の縁故ありてのとなり多は己  
 出来まで犯せし罪状はをさく輕さはあらねば詮ずる所  
 一命をまぬかるべからず死に就んは必然にこそまかるは  
 己に一人の老母ありて舊里に住めり豫てれのれが亡き後



四十二 母に露命をつゑがしむるためにとて、竊に板橋驛の産神の社地に金百兩を埋置きたりるを、奮里は持行んの暇もあなくて、俄に捕ふられたれば、志を遂ると得ならずその事の遺憾まゝに、縛縛を脱れしなり母は我より外にはくくむ者あければ、我死あば、忽餓死せんは、まのあたりと思へば、かくいふ中も、心安からず母に彼金をおくりし後の速に自首して刑に就んほどにあはれ己が心を推量りて、今日の危急を救ひたまはらば、黄泉までそれ恩を忘るべからず、男名利詐りをば、すさとと眞實面あわらはれの涙はらゝと、降涙て頼みたり

(以下次の巻に分載す)

○黒田騷動の實説  
寛永年中黒田家の一件は、虚誕頗る世に行れ、演戯又は講談などいふものに、鳥許がましく物するは、論あく既よされ、事實なりとして記せる書一二部稍舊くより寫本にて傳はれりといへども、皆盡く取よしもなき不稽の説のまにて、當時の藩主に對しては、大に氣は毒どころいふべかられ、尙此事第四十冊目をいぞやその虚妄を辨して、これが正説を掲む、参看すべし、一件は寛永九年より十年に涉れる事、あて當時の藩主を右衛門佐忠之といへり、忠之は即筑前守長政は嫡男にて、東照公の外孫たり、俗傳よては、忠之幕府の命に悖りて、大船を造りこれ為に、譴責を得たりしよしを、喋々として、語繼ども是第一に謂れなき事よしして、忠之さる大船を製



造せし事決してなした。聊これに似たる事ありしを附會して彼虚誕をば作設りしなり。そは寛永二年忠之江戸参府に歸路攝州有馬の温泉に浴して浪速より海路を還らんとて本國筑前より船を呼寄せしがその船にはいかかる物數奇よや船首に鳳凰の形を彫附たり。まかるに幕府の船奉行その異常あるを見て大に駭き此事江戸に注進したりしにその啓文にいかある由をやまるとしけん江戸より急使をもてその事を忠之に詰問しめられけん。まかれども忠之心に暗き所なれば打笑て我國家の制度に違はとあしなでん。怖るゝとこるあらんやとて直る有馬より引返して再江戸お至り親ら幕府に詣りて分疏せしは素より幕府は禁令を犯せし廉もあまに予一言の下よるの疑解て故あく釋され

けりまゝに又船奉行より其稟啓に忠之本國に外郭を築くの企あるよしをも申進たりければ此事はいかにと問るに忠之答てまれば亦いみじき聞誤かにて彼土功は外郭を築んためおはあらず。澳を堀しにていへば事もし不審とあぼされおは有司を遣し實地を就て檢分あはば御疑直に露いはんといふその辞いと明白なりといへども猶後念のためにとて幕府より接檢使を發して筑前なる地所を査檢せられしに果して澳を堀しにて外郭を築くなんぞといふ痕迹もなき流言よてありければ是亦そのまゝにて事濟けりされば此澳のその後埋たつる事もあく今日に存して船の碇泊する所となりぬ。是はこれ寛永二年の事にて彼内証一件よりは七八年前に事餘波なくをさまりしなれば



彼一件には連絡はす栗山大膳亦聊も與りし事にはあつぬ  
 を俗傳にてり大膳巨艦を燒て主を諫め且幕府の詭責を分  
 疏せしなごいふは當時の古記に味き者の妄言にていども  
 險べきの甚しきなり大船の事すら既にかくの如し況俗書  
 等に所謂忠之の側室云々此事の如きは素より影も形もな  
 き虚誕なるも亦言を俟ざるべし扱彼内訌一件の緣由を原  
 るに忠之はその性武に勇て懦弱あらずされば元和元年の  
 夏大坂お兵乱起りし時其身父に代りて本國に在り偶病  
 に罹りて容体いと輕からざりしといへども推て大坂に馳  
 登り關東方の軍を援て勲功ありしかば東照公父子もその  
 剛勇を深く感賞せられて御覺えまをく斜ちらずかゝり  
 し程は忠之父長政逝去の後繼て國を領するに必さま正直

にして政を旋すに毫も曲れる事なまかるに爰に倉八十  
 太夫といへる家人ありこれに近比取立らねたる離臣なる  
 がろの性姦佞にして常に主に阿諛すたりその心に逆を  
 事あきを主とし日夜傍に在て佞辨もて主を欺き追々内外  
 に跋扈して怪しき舉動少からず因て國中必ある士等は心  
 中竊にこれを憂歎せしむ彼奴を黜さざれば國の行末必も  
 となしとて齒を切り腕を扼るそが中よ老黒田美作井  
 上周防入道道伯毛利左近小河内藏允黒田監物等は素より  
 坐視すべきにあらねば時機を掃りて忠之を諫め十太夫を  
 黜んとすると屢々なりまかれども十太夫は是等を聊憚  
 る氣色あくます思ふがまゝに取行て主を鞠つ端城を  
 築き本城を修理せんとするに催しあり抑々福岡の城ハ慶



長五年十二月父長政入國の砌は義と金吾中納言秀秋の居城たりし精屋郡名島に假初は移り住せしが此名嶋城は天正十五年豊臣大園鎮西平向の時當國を秀秋の養父小早川中納言隆景に賜り始めて築設られしに流石に名將の建築にて要害堅固なるをあらねどもたゞいかばせん土地狹く大藩の城地に適す隆景秀秋の此まは諸國麻の如くに亂れ城下は民を安居せしむる時機なれば救恤とさまで支障もあかぬべしといふは海内徳川氏に歸屬して其城の御代となりたるに於て此城亂世に於て是れ今日の新世に至りては不便宜少からず是れ是れ此城を築き木石は名ありて竟に龜岡の地を見れば是れ是れ此城を築き

嶋の舊城より移搬びしかど尙新に造増し箇所も少からず慶長六年より經營の事を始め程よく竣功して尙又國中に七個所の端城を築たり所謂上座郡左右良小石原夜須郡彌永嘉麻郡晝富鞍手郡鷹取遠賀郡黒崎若松是なり玄かるに元和元年大將軍命を下して一國一城たるべしとの制を立られしより七個所の端城はその時に悉く破却せられたりぬまゝに倉八十八太夫は此事をいひ出て幕府の命は然ありといへども目今大國の主は必しも一國一城に限らず領内に支城を築保つ諸藩も少きにあらずまかるに我藩のみひとり七個所の城を一時破却したまひしは台命重しといへども一城をも還されざりしは先君餘りに恭順に過たまへりどやいな然れば今本城より相隔りたる地に一の







端城を築き國の要害を堅くして隣國の侮を受たまふべからず且本城も俄の經營にて形は粗成れりといへどもいまだ全備せざる處あり是亦宜く修理を加へたまふべし近國肥後ある熊本城の堅固なるは世人のよく知る所にいへども當家とても彼家と領地の高はさのその差なしされば熊本城には及ばずとも今一層堀を深くし櫓を高くしたまはでは克ふべからずと進に主に説勤めし程は忠之も竟に聽従ふの氣色あり長臣等これを聞て大に駭き先君新築ありしよりいまだ幾年ならぬにそを修補せられたと無用の至あり殊に城地造營修理等の事は重き天下の法制あり浪に着手せざるべきにあらす近くは城地修理の法令に違へるをもて流石に武功ありし福嶋左衛門太夫正則さへも答を

蒙りし先例あり此事努々かなふべからずと理を説き言を尽して諫れども十太夫おれを沮て事已に實施に及ばんとすたは是のみならず同國宗像郡鐘岬の海底より往昔より一個の鐘沈みあるよし語傳て既よおれをもて地名とせし程ありまかるを十太夫その鐘古代の品あるを海底に空く沈めかかんといと惜しければ人夫をもて扱上ぐべしと主に説勤めける程も老臣等いおれをも堅く諫止めしうを十太夫つや／＼聽従ふ氣色あく鐘を扱上るの用に供る大綱を造らんとためにとて國內の婦女等に尽く髪毛を截らせおれを聚緋て太やかある綱を製らんとせしかば凡婦女の髪毛を惜むは鄙も都もろの情異なるべくもあらねば怨を嘆ざるいなく知れる者は十太夫を憎めを知らざる邊土は賤婦等



四十三

に至ては誤て國主を惡さまに思ふも亦多かりけり是等を  
首として十太夫が主を騙り己一人威權を專にして心のま  
よく政つと少かれば國老栗山大膳は舊く俗書等に  
後之助といひ近頃は鳥は別て深く心を痛めつら  
山内膳などは吾苟も一國の老臣たる身をもて佞臣の跋扈す  
たりたりは吾苟も一國の老臣たる身をもて佞臣の跋扈す  
るを坐視して挫ざれば天下後世の嘲をいかんせん持に我  
は餘人とは違ひ先君の遺命を奉ずる身なり先君嘗て江戸  
より歸國したまふの旅中病に罹り京都報恩寺にて御臨終  
のをり辱くも我を御枕頭に招寄たまひ吾年僅に十歳よし  
て織田右府の許に質となりしより今日かく筑前は大國に  
封せらるゝに至までその苦心幾多や玄かりといへど先  
海内屈指の國主とあり一身の榮耀至り尽せば一毫も思ひ

五十三

遺す事あらずたゞ吾亡き後嫡子忠之に遺跡を繼しめ國政  
を堅固ならしむるは偏に汝等長臣の補佐を頼むのま汝が  
父備後は吾を愛してよく教訓し補佐の任を賜しつれば吾  
亦汝を見ると他人の思ひなしされば汝此後は吾に代りて  
父備後が吾を訓へし如く忠之を佐て其任を誤るとあかれ  
頼んとはこれのまよこそと懇に宣ひ遺して逝去したまひ  
しは今も尙耳に存りて忘るゝ隙なしかくまで重き御遺命  
を奉トあが身を惜て佞臣の專擅を阿容々々として黙止  
べきにあらずと心を定て屢々忠言を尽す程に十太夫はあ  
れをいふせく思ひつ連に言を巧にして彼君を若主と侮り  
忠義めかして蔑如し奉るあり努々感されたまふとなかれ  
と識けるゆる大膳ますく憎み憤りて十太夫を遠けんと



すれば十太夫は又いよく倭辨をふるひ日となく夜となく  
 君側を離るゝとちく竟には大膳面請を請ふといへども  
 れを中途に阻みて絶て取次ぐ事だになきにより大膳も何  
 どなく君前を彈り自然に疎遠とはなりしあり寛永八年は  
 忠之參府の順年あれば國を發して江戸に至るに大膳はそ  
 の隨從順番なりといへども右等のために在國を命せられ  
 福岡に遣されしかば鬱々として樂まずとづから宿所に閉  
 籠り陽は病と稱すれども陰には主家の事を憂ひて胸安か  
 らぬ月日を送りぬ去程に忠之その年は江戸に在り翌九年  
 三月歸國の暇を賜はり頓て江戸を立て本城に歸着せしに  
 より若城の日先規は由て長臣等箱崎松原に出迎ふその時  
 忠之馬を下りてその衆人を見るに井上道伯小河内藏允黒

田監物毛利左近井上主馬のそにて其中に大膳のそ一人を  
 らず忠之出迎の人々を勞らひさて大膳はいかしたる不  
 と問ふに道伯答へてさんい大膳儀頃日病氣にて打臥をり  
 ぬにより今日も不本意ながら出迎奉らずもし問はせたま  
 ふ事あらばよしなに聞啓を頼むのよし今朝使者をもて某  
 が許まで申越していひきといふ忠之うち領きつゝ再馬を  
 歩ませて城内に還入り大膳居邸は大手上の橋の内にあ  
 るをもてろの邸前を通行のとき山下平兵衛を使として懇  
 め病氣見舞の詞を傳しぬしかば大膳亦取次をもて懇命の  
 辱きを謝したりけり  
 俗書を見るに大膳の松ヶ崎の城に居るよし記したりま  
 かれども松ヶ崎の黒田家の封内にあらで他家の領地を



りその杜撰また嗤ふにたへたり  
 斯てろの後も折々使を送り且醫師鷹取長松庵治療れよし  
 むれば退々同人をもて容体をたづぬるにそれ實は重病の  
 体にもあふざるに予忠之ひとへに不審晴やらず思ひかね  
 て同年六月十三日本城焼火の間に出生しつ列居る家人中  
 より黒田市兵衛並岡善右衛門兩人を呼出して汝等大膳が  
 宿所お至り此程より所勞のよしおて不參すといへども傳  
 聞くも歩行かきはざる程の病体にもあらざるよしなり直  
 お申聞ずではおなひがたき一事あるにより即刻參るべし  
 と傳へ來よといふ兩人承ばりて大膳が邸おいたり程あく  
 還來るに忠之はその復命を俟つゝ猶燒火の間に在り兩人  
 詞ひとしくいふやう仰の趣大膳に傳達せしところ大膳答

りよく主命背きまつるにはあられども御身等も見らるゝ  
 如くかく病床に惱みをれば中に參殿せんと思ひもよらず  
 をさく療養を加へ歩行自由どもありなば速又出仕して  
 君命を承るべしと他事なくやしていひさといふに忠之聞  
 毛をはらすては異なとをいふものかお彼病氣に假托て參  
 らざるはいと緩怠なり此うへは乗物にても來るべしと汝  
 等再び往向ひて傳へよかし吾かく面會せんといふも別意  
 あるにあらぬを尙かにかくと疑ひて斯ても參らずは忠之  
 直又彼が宿所に至りて意中を達すべしとくくせよとい  
 ふ兩人主命黙止がたければ又も大膳が邸に赴き程もあら  
 せず引返して君前に出るに忠之そのまゝ燒火の間に着坐  
 すると前のごとし兩人又同じやうなる大膳が返答をすた



つるに忠之大に氣色を損じて先大膳が病体等をたづねさ  
 て汝等大膳に面會せしとき彼が家來の幾人ほど出その應  
 接ふりはいかゞありし且武具等の用意なかりしや事の眞  
 實をわからさまにす告よをも市兵衛は一門なり善左衛  
 門は先考の取立にて共に別心なきを見とめたればこそ此  
 使を命つたるなれ事かりそめにあらねば必彼をかばひ  
 て詐りを述るとなかれ萬一詐り飾るに于ては急度曲事た  
 るべきを返答いかにと問ふ人詞いと嚴重あれば兩人今は  
 包むによしなくいかにも某等奥に至りしとき大膳が家來  
 二十二人はかり廊下に出迎某等に從ひて大膳の病床まで  
 附添ゆき某等進入れば左右又は脊後に在て非常を警るも  
 のゝ如し其中には大紋の羽織を着せしものも雜り居たる

やにおぼしく又歸るさに甲冑少々取出しある体を見受て  
 いひきといふ忠之憤然としてさては彼が野心己に明なり  
 吾みづかゝ行向はんほど各速に支度せよいと烈  
 しく指揮すれば近習番士等承ばりぬとていそぎ自宅へ人  
 を走せて兵器を取寄せ親戚朋友に報知せつ城中城外俄に  
 騒立て今にも事ある如く紛々としてひしめきなり道伯内  
 藏允ろの事を聞て愕くと大方あらずさては大事ころ出来  
 たれど慌忙きつゝ直に登城して思之が衣の袖にすがりて  
 大膳が事の尊慮のまにゝ處置すべけれども君國中も臣  
 なきが如く自身馬を向たまふは事輕々しく關東への聞え  
 もいかゞなりとまれかくまれ御出馬の儀はひとへに止り  
 たまふべしと或は諫め或は宥め竟も忠之の出馬の更なり



人数を出さるゝとは一切押止めたりければ本城はまづ鎮  
 りぬまかれども番頭物頭等はやその組々を引卒してひた  
 押にかして大膳が邸前に詰かけしものも己に夥多ければ  
 道伯内藏允これをもち持圖して使番をもて一まづ勢を黒田  
 美作が邸並にその向なる評定所に引上させまばく其處  
 に屯在して遠ながら警固そべしといはせしかば惣勢は形  
 れ如くに引退きつ去程に道伯等より使を大膳が邸ま遣し  
 て本心を問しむるに大膳は某もどより異心あるにあらぬ  
 ばたい君意のまゝに従ひ奉ていさゝかも違背仕とと答  
 ふ道伯内藏允右の趣を忠之に告げ大膳が返答かく恭順に  
 ていへば此うへは某等兩人往向て彼が罪に伏しぬる實効  
 を顯させいはんと思しかさつ直に大膳が邸まいたり詞を

揃ていひたるは足下その志忠義なりといへども不幸にし  
 て倭小のために阻られ君臣の問誤て疎情を生ト事こゝに  
 至りぬるといへどもいつしか賊心天に通トて君の怒解  
 ざるにあらんやされば一時君の心を安するため剃髪して  
 恭順の意をあらはし妻子を質に出して一國に安寧を計ら  
 るゝこそまれば誠に人魂の道あらめ枉て此儀に従ひたまへ  
 ど詞を尽して説示せしかば大膳はらくと涙を瀦て和殿  
 等の懇諭まことに心臣ま徹してかたトけなし某主君のた  
 めに聊力を尽すといへどもその効今日にいたるまで見る  
 とを得ず今頼んもの和殿等兩人の外にはなしかく成行  
 たる此身のうへこそいと果敢なけれどにもかくにも御詞の  
 まにく従ひいふべしと厚く言速て兩人を予返しけるか



四十四

くて大膳ひとり熟思ひたるやう抑先君關原の戰に東照公の頼ませたまへりし旨を承て宗徒の諸侯を勸めたまひて關東の味方をなしみづから魁して敵を破りたまひしを東照公父子深くもおれをよるこばせられ親ふ先君の御手を執て今度の勝利は全く足下の忠誠に因れるところあれば此後黒田家み限りていかなる事ありとも七代までい本領安堵相違なかるべしと宣ひさせれば今假令奸臣權を擅にするにありとも家名に別義はあらざるべしといへども此うへ棄置ていたづらに東照公の一言をのみたのきて國に安危を顧ざるは先君尊靈へ對して不忠これより甚きはなし譬を引ひに元和元年には最上家の一事あり近くは寛永五年美濃國なる高須徳永左馬助行跡あしきより所領を

五十四

没收せられ丹波國園部なる別所豊後守も亦氣隨の舉勳ありしをもちて改易せられぬかゝる先蹤少からねば畏れても畏るべきとならずや當君素より賢明にして御心正直おれどもたゞ奸臣のため欺れたまふのを我奸臣を黜んとして反て君の意に逆ひ手刃り遣んよりは率身を公に棄幕府の權勢を借て事を成んにまかす然なり爾ありと胸算しつそれ比竹中采女正重興九洲の目代として豊後内府内城に在て今長崎鎮臺たりければ大膳これに就て事を計りなば必せん術あふあんと思ひ竊おこれに送らんとて一書を作りしが其書には偽事をかまへて忠之逆意の企ありとみせしたゝめ又外に一封をしたゝめてこれは實に大切なる秘書にていへば事落着の日かならず御披見たまはるべし先



六十四

其をりまでは御懐より給ひて他見は更にもいはす君に  
も一見したまふべから別紙上申し事件終るを待て封を  
切り讀せたまひし事おのづから明白にていはん云々と筆  
をといめて飛脚に持せ差送らんと意構を予なしたりぬ翌  
十四日には大膳剃髪してその妻並に次男吉次郎を別心な  
きための人質として進すべきよし決し同夜五時遇に妻と吉  
次郎邸を出ければ道伯内藏允命を承りて黒田兵庫に兩人  
を預けりこゝ又同十五日物にまぎれて大膳が邸より  
飛脚体の者一人恐び出しを徒目附側筒の者等はやくも見  
とめて博多まで附送りつゝ同所辻堂口にて難なく召捕へ  
檢見るに大膳より竹中采女正に送るの書翰を携帶したり  
取上て内見に供へしにその書の大旨は最前飛札をもてヤ

七十四

陳し如く寡君忠之幕府に對して謀叛を企ふれしを某強て  
諫止めしかばいたく怒りて既成敗せられんとせり去か  
れども臣大膳に於ては將軍家お對していさゝかも不忠の  
心慮これなく云々と記したり忠之讀訖りて愕くと大方  
ならずこは心も得ね大膳奇も我家の長臣たる身をもて我  
に無實の叛名を附すると獅子身中の虫とは彼をこそいふ  
べけれその罪亦大あらすやとて先その飛脚を糺問せしめ  
て糺に飛脚を出しは何時比の事なりやとたづぬるも飛  
脚包むによしなく前なる飛脚の十四日の夜妻子を人質に  
出したる騒ぎにまぎれて出遣りしと白状す忠之始終を聞  
てかくまで確ある證あるうへはとく大膳を成敗すべしと  
あるを老臣等かたく押止めて最前なる飛脚の追ふとも



及ぶべきにいはねばたゞ曲直の確証とすべきは大膳のみ  
なりまかるに今これを成敗ありて後日その虚妄の證とす  
べきものを失ひたまはゞ後悔そこに立がたからん因ては  
大膳を助命し置き彼をもて證據となしその無實を辨解た  
まひなば正邪たちまち明白あるべしされば彼を助置たま  
はんと實に肝要にてこそいへどわりなく諫聞へしかば忠  
之實に然ありと聽納れつさて成敗の事は止まにけり其後  
日數歴て竹中采女正重興福岡に來りしかば忠之これを據  
内ゝ招て饗應すると淺かふず重興の夜旅宿に立歸りて  
福岡の動靜をつまびらかに探聞き且老臣を召して國內の  
騒動は公儀又對して不忠あり努々粗暴の所分なきやう注  
意して事とべて平穩を主とすべし此旨よく必得たまひね

と懇々説示しつやがて福岡を發足せりろの翌日大膳その  
長男大吉と幼き女子二人を引具し白日いどいかめしく武  
器を備へ隊伍整々として城中を出れども重興の詞といひ  
且彼に變ありては後日叛逆の分疎に證なしとおもへば離  
一人として強て遮り止んとするもれもなれば徐々國を  
立退きけりかくて大膳豊後國府内にお到着せしかば重興城  
中に呼入て國內に情勢をつばふに問ひたづねそも和服が  
訴訟の趣容易ならねばとて急ぎ事ゆしを江戸表へ注進  
し大膳父子をばそがまゝ府内に留置きたりける然程にろ  
の年八月二十五日忠之參府として本國を發足し彼大膳が  
訴訟の一條もあれば途をいそぎつゞ日ならず江戸に着し  
外櫻田ある上邸に入りしに平年參府の時の如く外に異り



たる佐汰もあらずかるに十一月十七日にいたり執政連署の書をもて明日西丸に登城すべしとの旨達し来る因て翌十八日忠之登城せしに執政列座して今度其家中の出入肥後加藤家の事に相似て輕からず思召せば追て穿鑿を逐らるべき上意ありるの旨心得ふれよとありければ忠之謹てその旨を承ばりて退きけり

此歳肥後熊本城主加藤肥後守忠廣が家にも乱ありそは四月十日室賀彌七郎正俊が家に一人の士文箱を携來れるあり何方よりやと問へども明に答へざるゆゑ受取らざりしに件の士の願て文箱を井上新左衛門が門外に捨去りたり新左衛門取てこれを見るに此度將軍家日光社參を僥倖よ騎士千人ほど加勢し忠廣専ら陰謀を企との

事を云々と記したり新左衛門大に驚き急ぎ執政に告げ竟に忠廣を國許より召寄問糺しのうちへ領地五十二万石を除き熊本城を召上られ松平官内大輔忠勝に預られ別に改めて一万石を下賜はり男豊後守光正は金森出雲守重頼も預りられ百人扶持を下置る此事件ありて幾月も立ざる又筑前の内乱ありしかば肥後加藤家云々とはこゝにいはいはれしなり

その夜安藤帶刀直次の日頃長政に交厚かりしかば忠之の事を傳聞て訪來つ諸事を説示して謹こる肝要なふめと告げ成瀬隼人正正虎も親戚の間なれば書翰をもて謹慎して後日の台命を待るべしと勸來るさて今日の上意あればまの儘に上邸に在るゝはいかゝりありまづ麻布の邸に移



二十五 住みたまふこそ然るべけれど内議決りて同所は是より二  
年以前に弟東市正高政讓受て住きたれども宗家今日上  
意を蒙るゝうへは當邸に居るゝと至當あらんと自も  
勤めつゝその身は邸内なる長屋も移住し忠之を本宅に入  
れたりぬ

忠之に同腹の弟二人あり一人は甲斐守長興一人は即高  
政あり長興幼名を犬萬後に勘解由といひ夜須郡秋月を  
領して五万石を賜はり高政は幼名を万吉後又官兵衛と  
いひ四万石を賜はり鞍手郡東蓮寺を領せしなり  
以下次の巻に分載す

實々事譚卷之一終

明治十六年五月十一日出版御届  
同年同月十二日發行

十五錢

著者

新潟縣平民 松村操  
神田佐久間町二丁目十一番地

版主

東京府平民 望月誠  
京橋區南鍋町二丁目七番地

發兌元

東京南鍋町二丁目七番地 兎屋誠  
大坂順慶町四丁目心齋橋南へ入 同支店



實々事譚

卷二

○加賀騷動の實説

○金看板甚九郎の實説

一の巻の續

○河内山宗春の實説

同

附直侍の事

○夏祭團七九郎兵衛一寸徳兵衛等の實説

○仙石家内亂 神谷轉の實説





實々事蹟卷之二

◎加賀騷動の實說世俗に其家の騷動を稱するは蓋内江の謂をるべし此件因より騷動を稱するに足らざといへども老はりく世俗の稱呼に従ふのみ

寶曆九年四月十日加賀國金澤の城下眞昌寺といへる梵刹

の後邊より出火す是日風いと烈く消防の術その功を奏せ

ず忽延焼して火焰天地に散亂し然しも堅固なりける城門

數ヶ所及外郭市街に建列ねる士民の居宅大小の別なく

幾千戸悉灰燼に付し人馬の死亡夥しきは世の大火といへる

りしなり此天災侈りしより俗説紛々として起り牽強附會

至らざるなし現に一犬虚を吠れば万犬實を傳るの譬を漏

れず剩是が事譯ありとて漢文あども綴れる二三の書世

に行れ彌世人を感はしむ夫前田家の書時加賀能登越中三

一國を領せし我邦第一の大諸侯にして濫に秘事の他に洩を



二

知るべきにほらず況やその深殿中の密事なりといふをや  
彼漢文も綴れる書に如きり讀者其体裁の物くしきに泥  
み信するも似たりといへども其書の固よ普通の假名綴  
にて行る、妄誕の俗書を書改めしまでに信するに足ら  
ず猶ほかなき草双紙に髣髴するもの今偶實記近ら  
んどおぼしき或人の叢書載する所の筆乘を得たれば其  
要を摘記して以て世に傳へんとす抑世の妄説の起る所以  
を考るに贈従一位權大納言菅原朝臣利家卿より五代參議  
從三位綱紀卿の長男勝丸の妾腹たるを以て出生の碑の庶  
子の會釋なりしが元祿十五年二月改めて嗣とるし犬千代  
丸と改名し更に又在衛門利興と稱す同年六月大將軍綱吉  
公の御前に於て元服し諱の一字を賜はり名を吉徳と改め

三

從五位下に叙し若狹守に任せられ程なく進められ從四位  
下に叙し左近衛少將に任せらる先是元和元年當家の老臣  
二人諸大夫たりしが其後中絶せしを元祿二年十二月復舊  
の台命仰りて本多安房守長駿河守二人叙任せらる享保八  
年五月綱紀卿致仕し吉徳卿大將軍吉宗公の御前於て父  
綱紀の家督加賀越中一圓能登近江兩國の内合せて所領高  
百二万五千石餘普通にて今記を所の將軍代替に所賜は  
物並家の書を賜はり同六月加賀守に轉任し同八月左近衛  
上高赤り元文五年十二月參議と昇る室の大將軍綱吉  
中將も進み元文五年十二月參議と昇る室の大將軍綱吉  
公の養女其實の尾張中納言綱誠卿の息女にて享保五年九  
月逝去と法名を光現院と贈る吉徳に六男五女珍重長男を  
勝丸又犬千代丸後又左衛門利雄とみひ二男を龜次郎利安



四 といひ三男を勢之助利和といひ四男を嘉三郎利見といひ  
五男を八十五郎某といひ六男を健次郎利厚といひ以上六  
名之長女の松平安藝守宗恆の室となり二女の同姓備後守  
利章の女を養ひしにて南部大膳太夫利雄の室となり三女  
の同姓出雲守利幸の室となり四女の佐竹左兵衛督義興の  
室とあり五女の酒井阿波守忠宣の室となる以上五名之を  
が中三男利和の家の女房阿貞が生ひ所よて利和が身に一  
條の物語あり是れ人口に膾炙する所の妄説の起る原因なり  
以下は次の巻に分載す

○金看板甚九郎の實説 一の巻の續  
甚九郎の久藏が詞を聞訖り殆其情實の切なるを察して近  
く進ませ法を犯せる賊を助るとい我本意にあら終と今其  
詐れいふ所我を欺くとも思はれず假令欺る、ともいかに  
せんその我明察に識あき過るれの誰をか怨ん人道又背け  
る盗賊ながら今いふ趣の孝道の爲に心を苦しむるよし聞  
ゆるるを無下に拒まんも亦本意ならず然に今縛を解て走  
らせもそべけれとも此事よしや匿すともいかで顯れざる  
べき顯る、を待て始て縛に就くの是丈夫の耻る所よし  
其處置の我胸中あり一旦の縛を脱る、とも後日の  
天命を知て必自首して刑を受くべし努此旨を忘る、など  
懇に將來を説諭し順て縛を解き見苦からぬ衣服を着せ替



六

筆筒を探り見るに金三十兩有合せけるを受出し我家富餘  
バ餘財なく今在る所甚些少あるれどもこれもて旅費となし  
て速に郷里に立歸り母に對面して必殘りのなきやうに取  
計らひ疾引返して自首すべし然りながら其体にて人目  
に立て悪かきなどて急に髮結を呼び延生し月代を剃ら  
せ酒食を興へて萬事旅装を整させ夜に紛れて立退しめ甚  
九郎其身の奉行所又駈込て餘儀なき事情に由て縛を解さ  
賊を走らせし罪を自首せけり金牌傳にの求盜賊至金牌家  
記に奉行所又自訴依て奉行一應縛を解さし顛末を糾問す  
るに甚九郎少もつ、まず某彼賊に一面識もなければ素よ  
り彼を知るべき置れもいはず只彼某が名を慕ひ來て解縛  
を求めしを辭まがささよ由て之然れども官の縛を解けバ

七

其罪の某に來るとい素より覺悟せる所にていへば某を彼  
者の代に獄に下さるべしといふ奉行聞て汝の名の潔さの  
を知られどもいまだ國法を知らざる者なり其故の彼者の  
盜賊の罪あるを以て逮捕せられし之然バ今汝自首して賊  
又代り縛に就くとも汝をもて賊の代とせられんや汝素よ  
り賊と一面識もなき者なりといへば盜をなすの荷擔はあ  
るまじけをバ賊事に於ては無罪勿論なりといへども官の  
縛を解く罪亦輕きにあらす借彼賊の本何處の出生にて  
何處をこゝろさして遁去りしや明白に陳述すべしと詰問  
へば甚九郎答へて某豫て彼者と識れるにあらねば素より  
何處れ者なりとも知らず遁去りしときには只管追手を恐  
る、により事忽卒にして其生國の勿論其行先を問糺す暇



八もあければ何事も承るに及ばず此外一言も白すべき儀は  
はすたゞ速に獄に下したまへといふ奉行微笑して汝知ら  
ずや彼者の木崎無宿久藏といへる盗賊なるとの最前召捕  
の時既又糺問して知る所今汝に問ひ試し、汝が言の  
實否を知らんがためのみ官先人を縛るに其以前に悪事の  
証拠を得ざれば妄に召捕るとおしよしや久藏一旦の通る  
、ども天下に令して捕獲すべきの近きにありといへども  
汝も解縛の罪あれば釋し返すべき者にあらず追ふ呼出し  
て糺明すべし糺問中入牢を命す然心得よと告示して馳傳  
馬町の獄舎に送られぬ斯て其後呼出し屢糺問せれども白  
状の趣前日と異なるとなし借又糺に甚九郎が遇せし賊久  
藏の其儘走りて舊里上野國木崎に至り母に對面し彼板橋

に隠し置し金を堀出して携歸をるをこれに欺り我今度或  
大名の供にて西國に至り暫く彼本國に留り來年參勤の供  
あて江戸へ歸り來る約束なり然バ僅一ヶ年の間にてさ  
で久しきとあもあら給とたゞ心に掛るの老母一人を殘し  
置て遠國又赴くとのいたましけれと是も亦生活の業なれ  
ばぬか々のせん何卒寒暑を厭ひ來年の歸りを俟たまはる  
べし其間の雜費ふの此金を充んやと必のせか老を養  
ひ病あきを專要に暮されんこと偏に願はしけれと必中に  
の今生は別を悲めども面々に更に露さざりしかば母の其  
實を知るべうもあらず汝も長途と厭ひて疾立歸れよと  
いふのみにて止めもやらず斯て其夜の母の傍に待臥すと  
九いへども久藏の敢て睡にも就ず我罪所詮死を免るべきに



十 何らず既に一旦縛に就し身を甚九郎が情に依て母子今生  
の別をあましうへの最早思ひ置くべき限もあし速ふ引返  
して自訴せん若躊躇て追捕の手あ遣はゞ是甚九郎に終ひ  
し言を食むに似たりと一心を決し翌日大名の出立日限既  
に定りしうへの名残の尽ぬと猶豫なりがたしと母に告て  
相別れ奮里を立出しの盡の追捕の恐れあれバ夜道のみ  
して其月を論し馳て江戸に立歸り先甚九郎が家に至り歸  
府を告げ過し日の恩誼を謝し爾後の事どもを問ふも甚九  
郎が妻涙にひせび縛を解きては身を遣せしが爲め今の罪  
蒙りて獄中に在りど事の趣云々と語告ぐ久敷大に歎息し  
一旦救を得たりし恩人我事の爲に獄あ繋るゝと聞て片時  
も脚蹴すべきにあらずいでやとばあり其儘町奉行所あ走

至りて自訴す奉行其日の一應札問して先獄又下し其後甚  
九郎久敷共に奉行所に呼出し白洲に牽入させしに久敷は  
甚九郎が縛られしを見て過日の恩を謝しその徳を稱て己  
ざる程に甚九郎頭をうち掉り我の素より徳を賣る者にも  
らず其許を遁れ去らせし人の爲にのあらで全く我爲に  
するのまといふその時奉行甚九郎にうち向ひいらに汝官  
縛を解さしとの罪輕からざるよし既あ追く説示そが如  
し凡賊を引導する者の其罪死あ當り又死罪にあるべき重  
罪の賊を逃し遣る者の名主當人輕き過料と法令の成文あ  
り賊を引導する者と官よ捕へし賊の縛を解くといいつを  
を重しと思ふや其輕重を比較る時に官縛を解くをもて  
一十 重しとぞべし死罪にあるべき者を逃し遣ると縛を解て逃



亡せさしむるとい其所爲同罪にあらず汝市人にて官の掟  
 の知らざるにもせよ官縛を解くの容易ならざるを知らざ  
 るとやのゆるなど其事を省ざるやとぬへは甚九郎答へて  
 官憲の重きを誰の知らざるもの、いへき然れども人また  
 重すべきハ名のみ義に彼久藏慕ひ来て救を求めしハ某が  
 名の虚からざるを知るがゆるる之其虚からざるを知て來る  
 者を救はざりせば是より忽某が名の虚くなるべし虚名の  
 生の實名の死に如す彼者を救ひし始より一命の疾になさ  
 ものと覺悟仕りていへば嚴刑に處せられんとるを厭はし  
 かるべきといふ奉行聞てうち笑ひ汝然やでに名を責まハ  
 など金招牌にも記して屋上に掲ざるや汝名を惜むハ然る  
 とながら名の爲に公の法を犯すハ是名を惜むが爲ハ名と

損ふの理たるを知らざる之よく此理を考へ見よと説示し  
 けるハ甚九郎暫く黙然として頭を傾けぬしが忽心に悔悟  
 して某卑賤の中に生長し事の條理を辨へず只名の虚さを  
 惜むの心ありて法憲を畏れざるの罪を肩とせざりしハ是  
 大なる誤にて今更後悔の外いはずはれ速に典刑を正さ  
 れんとこそ願ひけりと眞に思入たる体なるを見て奉行重  
 て汝が心の今の一言を以て貫けり刑の輕重の奉行の私に  
 定るを得ざる儀なれば謹て上の裁斷を待て處刑を受くべ  
 しとて又獄舎へ送られけり金看板といふ譯名の全く右の  
 奉行の語を言傳へて意に負せしなりとぞ然るハ一日神田  
 旅籠町邊より出火し折しも大風にて佐久間町邊一圓棧草  
 門外茅町天王町より移り柳橋兩國橋同所廣小路米澤町藥研



堀矢之倉村松町馬喰町横山町本町日本橋邊に延焼す其火勢猛烈にて已に半屋敷も遭るべきならずとて成規の如く繫獄の囚人を解放し鎮火せば速に歸牢すべしと言聞せ一同構外又追出されたり時に甚九郎久藏も其中に在りしが火鎮るを待て第一番に走歸り囚獄掛石出帶刀にゐくと告ぐ其後追々囚人等の歸牢それども中に其儘逃去りしものありしとぞ此解放に遭ふ者成規の如く歸り來るに於てハ罪一等を宥めらるゝをもて久藏が罪死を免れざるものなれども落着け時其罪不届に付死罪に處せらるべき處牢屋敷近傍大火の際解放されしに成規の如く速に歸り來るを以て罪一等を減じ遠流中附るとの旨を宣告せられ甚九郎も其罪輕らされハ遠流に處せらるべき所同斷速に歸り

來るを以て罪一等を減じ重追放も處すとの旨の宣告あり久藏の出火の爲に不思議に一命を助けられて島地に至り甚九郎の一旦重追放の身となりしかども幾程なく淳信院殿大將軍公薨去によりて非常の大赦に遭ひ無事に江戸に歸るを得たりしが後老て病死しけるとぞ

金看板といふ譚名の權興の數説あれども今本文にいふ所の葛西因是が金牌傳に據れり又俗書に甚九郎が放免せられて歸る當日に適本町なる三職圓の金招牌落成せしむその華美なる三府下比なしとて見物の老弱男女市街に充滿して押もさらず然るに又高名の甚九郎が罪釋されて今日歸宅すとて其子分なといふものゝ更なり

いろは組の鳶人足等まで迎として來る移れば見物ども



て来るもゆりて我の金看板を見物そといひ我の甚九郎  
 を迎ると人々ののがまゝにいひはやましより金看板甚  
 九郎の稱出來しといへる三臟圓の看板然るとながら  
 見物出迎人の混淆せしより名を負せしとの説のい  
 ならん最信用しがたきと之又或筆記に云其時代高名の  
 もの、對に本町なる三臟圓の金看板木挽町の甚九郎と  
 取合せしよと竟に金看板甚九郎と二合して其譯名とな  
 りしと見えより参考の爲にもとまばらく爰に掲げつ  
 三世甚九郎は事蹟の次の巻に分載を

○河内山宗春は實説

一は巻の續

徳雲院は看主宗教の猶次郎平吉二人に迫られ今ハ所詮通  
 るべからずと思へば餘儀なく點頭て然る儀ならハ頼れ  
 筋の承引たり然れども今ハ途申の出掛りあて持合し金な  
 けれバ明朝までハ必上野元黒門町市兵衛店ハ嘉七方ま  
 で届くべし今宵一夜ハ猶豫あれと言ふだひれども兩人ハ  
 一切聽す一寺看主ハ身にてゆゑあがら僅五兩の金のなき  
 事やとあるこの巧み通れんと計るならめ然ハさせじとい  
 よく賣て止ざる程に宗教其日の實に持合のなかりし隨  
 然らバ念晴しのためよとて懷中より財囊取出し底を倒に  
 して示せしかバ兩人ハ是にてやうやく疑念を解き此うへ  
 ハ是非なし入用次第貸與ふべしとの証文を書けよといふ



宗教これをも拒むと能はで意に右の趣を認めし証書を畫  
 て與へしかば其日の願て立別れしとぞ爰に又彼齊藤孫八  
 郎の曩日喜多川あて河内山宗春等に引別れて歸せけるが  
 後又宗春が全義等三僧より五兩の金を受取りしよしを傳  
 聞てうち腹立彼一人擅に金と占て我に得分を附ざると心  
 得がさし今日の日面會して怨を述折よく乞得て來るべし  
 とて願て湯島三組町ある自宅を立出つは弓町なる河内山  
 が宅に至り宗春に面會するに宗春のはやくも其氣色を察  
 し己より其時の事を語り出て彼日の願未の云々ありしこ  
 金の儘に五兩を得たれども己二兩を得て跡三兩の鉄十郎  
 等三人に分與へたり然れども是の只一時事の治りにてぬ  
 ちだ後日の胸算めれば足下も加入して事を計りたまへと

いふ孫八郎是又て忍心を和げ同意してければ然らば我と  
 共に來るべしとて天龍院に至るその時門前にて宗春の孫  
 八郎が袖をひかへ我の喜多川よてこの住職全義に面  
 を識られたれば假令在院すとも我名を聞かば必留守にと  
 いひて避くべし足下一人よて至り云々どぬと々被疑はす  
 して面會すべければ其上あてせん術ありと示合せつ孫八  
 郎一人先門内に入りて案内し我の徳雲院の使に院主と對  
 面し密く述べさき一大事ありといひしをば欺ある、どの如  
 らず番僧かくと報して客間に導き全義廻出て面會をその  
 時孫八郎貴僧の當寺の現住なりやと問ふ全義然とぞ答る  
 程に孫八郎屹と面を正し我徳雲院の使なりといへるは偽  
 りにて實の大將軍のは家入齋藤孫八郎といふ者之奇且に



も法類の名を騙りしり貴僧もし面會を拒れんとも移らん  
 かとの遠慮よりあらぬ舉動に及びしなり抑面會を請へる  
 故に朋友河内山宗春が囑托によりて貴僧の恩借を得んが  
 ためといへば全義心中大あ駭くといへばも猶其体を推  
 匿して其名の嘗聞しといへども彼河内山にいまだ親く  
 面會せしともあし一面識だもあらぬ人又合力をべき謂れ  
 るもといひ棄て已にその座を立んとするを孫八郎その法  
 衣の袖を去かど引留て居丈高になり一面識も移らねば合  
 力すべき謂れなしといふ尤の言も似て尤ならず人の去らず  
 と思はるゝや過し比喜多川にての不体裁清僧の身にて破  
 戒無慚の所行移りしを推匿し合力をべき謂れあしといふ聞  
 捨がたき一言なり合力を憑むべき謂れあればこそ其示談

に及びしを返答の趣返そも奇怪にこそと登高よ言る  
 を聞き宗春案内もなく玄關よ上り孫八郎を制しての餘  
 りに人聞き悪し静又談合をとも理非の明ならざるとやと  
 移ると歴へて全義にうち對ひ孫八郎が暴言の醜酢中の嫌  
 忽なれば失禮の段偏に宥恕を蒙りたし情今日彼をもて懸  
 願み及びしり過し比本郷菊坂壺町なる喜多川にての事を  
 口實とし迫て請求するにのあらず拙者属日いたく貧困に  
 迫り諸方の負債を償ふ道なきに貸主の晝夜責ていよ、返  
 濟せざるに於ての公裁を仰んどの催促頻りなりかゝる困  
 難の場に臨み他にせん術もあさま、一人の女子を遊女に  
 賣て負債を支へんとすれども其身の代にて申す足るべ  
 うもあらず實又已むを得ざる事情より過日の縁故により



て耻を忍びつゝ、此歎願に及びし之最前の小縁が相づ不自由もなかりしを今の無役とあり小普請に在るバ聊の融通も思ふに任せず然りて人又借しものを返さる道なけれバ孫八郎を証人となし一札を入て借用を願ふが爲之ゆゑこれ此儀を聽容たまへといふ全義然らバ其入用の金額の若干なりやと問へバ宗春百兩なりと答ふ全義金額を聞て大に驚き貧寺いかでの百金の貯はらんや然りて斯までいはるゝものを無氣に謝絶せんも必苦しとて些少の金を紙に包みて是よて勘辨せらればと與れバ二人うち腹立て斯事の止がたきよしを告て懇願するに其察しもなく我々を辱しめらるゝこそ安からぬ今の懇願するもその甲斐なし此返報の爲方ありとほらくしく立んとす全義

急に其袖をひかへその過敵なり先暫くと推留るを振拂ひ空關に立出るに先是全義より至急を告て呼迎へしにやゆらん根津門前町なる小理窟要助と解名する者入來り豫て宗春孫八郎と面識なれバ出んとを引留て事の仔細のいまだ知らねどあしくいせト先留りたまへと宿めて本の客間へ返じ借全義を別間に招き聲を潜めて何をいはんも相手あしけれバ此儘返さば後害の顯然あり何との品を附けて返さるゝこそ肝要ならめと説勸めて竟み金五兩を出させそを紙に包み恭しく客間に持出て些少なれども我らに對して無事あ歸りて賜べといふに宗春等もある者が入り來りての所詮ひつかし先これにて事を治るこそよけれと心中に決し異議なく金を取納めて立歸りしが其途中よて



吉松が後を追て來るに行達金の三人にて分配し借杖を分ちしとぞ借も猶次郎平吉等の又彼宗教に迫て書せし証券を携へ其後上野元黒門町なる家主新兵衛店嘉七が家に至りしみ豫て嘉七の宗教よりの頼を受ければ二人を請し租に事の次第を語り告て金五兩を紙に包と鬘斗を附て差出し是みてやうやく宗教が證書と取かへし長く後難の根を断けり猶次郎等の事充分ならねども此上強迫すべき口實もなき隨に嘉七が中裁を謝して其家を立出しが時已に黄昏よ近ければ今宵之先満直しよ芳原に遊ばんとてそより直に足を北に向けて行く處思はずも途にて小普請組明支配安藤梅之助の用人佐伯源吾といふ者も行達たり猶次郎豫て蔭ながら其面を見識たれば彼の制禁の陰富題附

の元方と内職とをそる白物とどうち隔くに平吉大に喜びをの幸ひなり彼が懐中の物をせまめんと走りぬけて儲と突當りさま手早くそが懐裏を抽取りて走歸り其中を改るに金子ありよくしてけりどて直に廊中ふ至り彼懐裏を再取出し見るに一通の書翰移り其文云

其後の不得拜顔如何消光被成い哉些々は入奉待い然バ過日大略涉約束や上い催の儀青山五十八町三九郎專致心配追く連中相募り來る四月二日本郷丸山本妙寺地中了徳院別間借受興行の積りに相定い間自然は差支も無涉座いは直に彼場所を來臨可被下餘の拜願万可や上い以上

三月廿六日

黒澤内

若林喜三郎



佐伯源吾様

と記したり是文政五年三月二十七日の事なり二人談訖り  
 て催と記したるの陰富なると明てこの料らすも究竟のも  
 のを得たり河内山にも談合し大金を得るの妙計あるべし  
 とうち喜び其夜の其處にて遊興を尽し夜の明るを待むび  
 て起出るとひとしく宗春が本郷弓町なる宅をさして走  
 至れり爰に又宗春の棚橋鉄十郎齊藤孫八郎小島政五郎等  
 と計を合せ天龍院徳雲院へも手をかへ種々の強迫して多  
 少の金銭を貪取り其他秘すべき事を聞出して其家に至  
 り難題を言かくると少からず此日も例の者ども集會して  
 然るべき強迫の種を得まはしと語らひをりしに猶次郎平  
 吉入來り彼途中にて拘摸取りし懷蓋ありし手紙をとり

出し彼佐伯源吾等が了徳院あて陰富を催すと文中にて  
 明かり其場へ推掛け所得するの計策のゆかよしてよから  
 んやと商量すれば宗春のうち點頭我も豫て此陰富の事  
 知るものからゆまた證據と得ざるがゆゑに黙したり然る  
 に今此書翰とゆひ其興行の地を知るうへ其場に踏込み  
 彼等が巧みの富札箱を打碎き強迫の種よそるとき十分  
 の勝利を得んと疑ひなし然にいへ彼等も倍臣るがら武士  
 なり侮りて不覺を取らん油断なるべし就ての棚橋小島  
 齊藤等の先立て其場よ赴け我の當日庄吉を引具して後よ  
 り至り五人ひとしく事をなさん其第一の計策の鉄十郎政  
 五郎孫八郎の陰富に加入して事の虚實を探ると肝要なり  
 と謀ト合けり中にも政五郎は目附支配二十俵二人扶持



の無役にて少きより身持放蕩なる隨に二十歳餘の比既に  
 養子して家名を繼しめこを八十八と稱させ其身の隠居  
 にて宗春が夥計に入り常にそが惡業を助けたれば世人  
 橋齊藤小島猶侍の四人を河内山の四天王と稱へ道に行逢  
 ふ者も思ひ恐れて避ざるなし然バ其日の商議も忽一決し  
 只管興行當日の來るを待しあり抑勸進富の興行の豊前國  
 宇佐八幡宮に起り其後諸國にも此事漸次に行はれ江戸に  
 ても社地寺院の大破を修理するに其資費を募るが爲に勸  
 進富を許可せりし中にも湯島天神谷中天王寺を第一とす  
 其興行の以前繁華の市坊に富牌を列べし床鋪を設け開場  
 の本日までに數千の牌を賣出すを競來て購求する者鋪前  
 に市をなぞ諸興行の當日の場割の寺社行奉より大檢使小

檢使同心を出して非違を警檢使設の場所に出席して後其  
 目前にて集り牌第一番より何千何百何十何番まで總牌を  
 持出白木の函に納め函の正中に一の孔を穿ち其孔より函  
 中よ長やかなる錐を下し二念なく突留れば錐にて牌を貫  
 きたるを引上錐に貫きしま、數万の群集の方に見せ其函  
 の側よ在る者當牌の番號を聲高やかに報ずると數回此當  
 り號を書留め境内を走出おはなしくと武家邸地市街の  
 差別なく呼はしるを待受當牌の番號を疾知らまほしと相  
 争てこれを購求す代價の四文錢一孔なり其當牌の次第小  
 あるを花牌と稱へ大あるを乙牌と稱ふ此事始の其害なき  
 に似たりといへども後來に至りての愚夫愚婦とて眼前の  
 利慾迷ひ夢に吉兆ありとてこれを求めかゝる豈瑞あり



と喜びて購ふ然れども其當らざるさきの爲み衣を興し妻  
 子を贈ぐと貧民の常之武家も亦慾情比爲に人の讒を願す  
 此牌を密に購ふもの少からず此弊の甚しきより天保度の  
 改革に執政氷野越前守忠邦令を下し府内の勿論五畿七道  
 諸國の富興行を斷然制禁せりし之右の如く富の弊害多き  
 ものがあるを不良の徒ひたすら利を射んが爲に政府の許可  
 をも得ず小社小寺等にて密に此興行をあすを陰富と稱へ  
 これを催すと屢次之といへども其興行の場を定る時忽  
 露顯せんを恐れ昨日の彼處又催し今日の此處と地を替  
 て興行すれば政府にても強て探偵の嚴ならざるより神職  
 僧侶等に勸め名の本堂の修理等を假り興行する者多かり  
 し中に小石川傳通院前居住小普請明組支配安藤梅之助家

來用人佐伯源吾同小普請組土屋談岐守支配黒澤五郎右衛  
 門家來用人若林喜三郎あるといふ者共殊に興行して利を得  
 たる其緣由の彼富牌の函中に一の機關を設け當牌の其機  
 關に備へ附し突錐必其設ある牌に當るべきやう拵へたれ  
 ば小の牌の他の手に當れども大の牌の必其設ある牌の當  
 るをもて大金と餘人の手に附與せるとなし此惡計を施し  
 兩人非道の利を得るをもてかねての貧困忽に富める家と  
 なりしかば理義に暗き小人等の類にこれを羨みけるを  
 然れども此惡計のひとり此者等二人のみならず陰富を興  
 行するもの十中八九此惡風あるを察しこれを許さず強迫の種に  
 春等の早くも此姦計あるを察しこれを許さず強迫の種に  
 そべしと專其計策を運しわたるを佐伯若林のいかで知る



べき豫て定めし四月二日に至りしかば法華宗勝劣越後國  
 本成寺派德榮山本妙寺地中了徳院に至り專興行の準備を  
 爲せし抑本妙寺に十院あり本藏院。威應院。東岳院。本行院。圓  
 行院。一妙院。立如院。立正院。了徳院。成本院。是之其内了徳院の  
 喜三郎が主人黒澤五郎右衛門が菩提院にて寺檀の因ある  
 をもて喜三郎翁に住職日性を勤めりたらひ當院修理の爲  
 と號け名の勘進富と稱れども實の陰富を執行ふ當日來會  
 する者二百十餘人佐伯若林の發起者の世話人の体に仕な  
 し所化兩人興行所又出て富牌箱の側又座せば數百枚の富  
 牌とハ又箱の内に納めて蓋を掩ふその時住職日性出て題  
 目を發聲する程又所化を始め參集の老弱異口同音ハ南無  
 妙法蓮華經を唱ると數遍日性頓て立上と錐を取て箱の側

に進み蓋の正中ある孔より錐を下し一の牌を突留其錐と  
 引上て例の如く參集の衆に示さんとする程こそはれ衆を  
 推排て三人の武士現れ出忽日性が後に送り丁と握て動の  
 せずこの狼藉なりと若林佐伯の二人ハ驚き慌て立といへ  
 ども三人の猛勢に心おくれ躊躇ふ間ふ二人の武士ハ牌  
 箱を左右より取圍ふ此富暫く突くとなかれ仔細ありと高  
 聲に呼はれハ參集の老弱も勢にのまれ只忙然としていま  
 だ如何なる事由なるやを知らされハ各立騒ぐのとなり日  
 性の捉られていかにも身を遁るべき手段あく佐伯若林  
 もまたよく思へハ此興行素より官許を得しにほらねハ相  
 手の武士ハ疎忽の止めだてせば吹毛の恐あらんも知るべ  
 からずと立ち向はず猶豫の体を見すまし衆ハ中を推勢



立出たる宗春の両手を揚て衆を制し富牌を突くを止めし  
 の俄に箱の損じたれば之更に異事あるまほらねば鉄るべ  
 しと箱の邊より進めば鉄十郎孫八郎政五郎の三人の佐伯若  
 林を屹と睨みて今我々三人違く見るに箱の底に損所ある  
 と儲なり此箱の内には購求の牌はれれば我も人も同情之損  
 所に頓着なく突留て彼是異論あるに於ての衆人疑を生そ  
 るの基なれば今日の興行を一日延し明日と定めて一旦此  
 場を退しめ底の損所を修理して後突かば潔白あらん斯い  
 ふ我々の直参棚澤鉄十郎齊藤孫八郎小島政五郎之又今來  
 りて衆を制したるの我々が知己河内山宗春よて少しも怪  
 しき者にあらず此儀承引るやのにはと呼ばりふり  
 以下次の巻お分載す

○夏祭團七九郎兵衛一寸徳兵衛等の質説  
 狂言綺語の妄誕ある人習知る所なれども文事に疎き婦  
 女子に至ては淨瑠璃節若くは演劇等にて親く見聞する所  
 を實説と思ひ誤れるもなきまあらねば今實事を童蒙の爲  
 に擧記すべし彼淨瑠璃節にも演劇にも作り出せる一寸徳  
 兵衛といへるもの元備中國松山の城主水谷出羽守勝美  
 が家臣玉島某が子なり勝美元祿六年十月六日病て死を嗣  
 子あかりしもの彌七郎勝清を養子とせしむるも勝美が忌  
 中に勝清早くも疱瘡を患て死す因て大法の如く所領五万  
 石を没收して松山城を召上られ弟主水勝時に三千石を賜  
 ひ幕府の密合席に加へらる此時某を始め家臣大勢浪人ど  
 なり其舊領地同國庄島邊に居住し農をもて家産を建つ其



子徳兵衛の農を嫌ひ後年和泉國堺に居を移し商業を開けり生得篤實なれば家大に繁昌し富にのほらねと貧るらず元來武士の家に生れ身に武藝の覺あるより剛さを挫き弱きを助る程に堺の勿論其名大坂にも聞えて知らざる者なし同時同處に魚屋團七といへる者あり平生氣を負ひ市井の間に在りて游侠をもて業となす又其頃大坂長堀に釣舟三郎兵衛といへる老人あり屋根舟の船頭をもて生業とし其性渡世柄に似そ律義一遍にて苟且も人に對し不義をなす故に世人綽號して正直三郎兵衛とも常に釣する客を乗せるより釣船の三郎兵衛とも釣舟のさぶとも呼ばし之三郎兵衛己が正直を心の規矩とそればもし人よ非理の舉動あるとさひ憤り怒ると烈火の如く年齢六十有餘の老

境に入れども健全なることい壯年の者もをさく及ぶべきにあらす資厝の末新町九軒なる茨木屋四郎三郎が家にて些の言の間違より三郎兵衛不圖徳兵衛と争論に及びしに今互に引に引がさく竟に大騒動となりしを聞き折節團七も瓢箪町に遊びて直に駈着双方を宥めんとそれども容易も引分がたきま、團七も亦大に怒り果は三人の喧嘩となりしかば近隣の驚き大にたならず此中加勢も馳集ひ怪我人等も許多出來しより到底捕吏來り一同を縛めて牽歸り一應糺問のうへ獄舎に下して治療を加させ後日夫と至當の刑罰に行はれしあり此事を當時茨木屋の大立引とて人口に膾炙せしを根據として團七が眞義平次といへる者を長町裏に殺害せし等の事を作り加へ彼了然尻が面



皮を焼きしをも脚色に借りこれに又難波に名高き毎年六月廿五日天満天神鉾流しの神事とて神興我島の行宮に遷座の祭禮を狂言中よ加へしより夏祭浪花鑑との標題せしなり一説み此喧嘩以前に團七の例の客氣の爲に人と争論し負傷させし罪ふて塚を逐はれ大坂に來り長町に住居しよりとしもいへり此件の實説は右の如し畫業誤て淨瑠璃節演戯の脚色をもて實事と爲そとな

これ  
は  
實  
事  
と  
爲  
そ  
と  
な  
り  
の  
如  
し  
畫  
業  
誤  
て  
淨  
瑠  
璃  
節  
演  
戯  
の  
脚  
色  
を  
も  
て  
實  
事  
と  
爲  
そ  
と  
な

○仙石家神谷轉の實説  
義に著まじ實事諱中仙石家内亂の條も略其名を掲載せりし同家の舊士神谷轉が事蹟を今又詳細に記さむに轉の同姓七五三の弟よて先代仙石美濃守政美朝臣の御重なりし之文政七年の夏政美朝臣病に罹り容体いと危篤なるよし久道朝臣の四男政美朝臣の爲ふに舍弟なりける道之助を養嗣とし其後政美奉去ありしかば此旨幕府に稟告し道之助定式の服忌を受五十日を過ぎ同閏八月六日道之助を柳營に召る、といへども幼年あるをもて名代人登城す波の間に関老列坐のうへ政美朝臣の遺領但馬丹後美作の内にて五万八千八拾八石餘に天保以前の武蔵に五万八千石餘



までを記し九十九石以下も載せざる例あるもては朱印  
 高の五萬八千石餘なりを賜はり前家の格の如く柳の間み候す  
 八の石高を賜はり前家の格の如く柳の間み候す  
 是至く高の賜はり前家の格の如く柳の間み候す  
 べき旨月番の閣老より台命を傳ふ是に於て一藩大に安堵  
 し皆万歳を誦はざるなし政美朝臣卒去の後の轉も勤仕を  
 免され兄七五三が家に在ると數年ありしに番主の末家に  
 て幕府の寄合采地四千七百石を領する仙石彌三郎翁に轉  
 が閑散なるよしを聞き道之助に請求し借りて其用人とな  
 せり因て轉の是より木挽町なる彌三郎が邸に移住す先是  
 政美朝臣の在世中より老臣仙石左京專横の行狀多く既に  
 政美朝臣の病危きよしの報本國出石に達し一藩其嗣子な  
 きに當惑し左京始め年寄荒木玄蕃仙石造酒助酒勾清其衛  
 堀新九郎岩田靜馬早川忠左衛門等會議し左京急に出府し

隱居久道朝臣に謀り世嗣を定むべしと評決せしむるに左京  
 已に發途せんとするに臨み僅に生年十歳の長男小太郎を  
 引連る閨藩左京が舉動を怪まざるのなし政美朝臣在邑中  
 も自宅に貴臨を請ひ山海の珍味を安排して酒宴を開き妻  
 妾の勿論許多の美人を聚めて琴三絃を彈じ遊宴の興を添  
 酒闌にして歸館の時門内に控へし從者の聞をも憚らず絃  
 聲高らかに其歸を乞ふのみ敢てこれを喜ばる、色なし其他  
 に其怪しかるを厭ふのみ敢てこれを喜ばる、色なし其他  
 政美朝臣の身体虚弱なるに假托て只管飲酒を勸め名保  
 養と稱れどもつとめて病根を求めしめ參勤の旅中も同腹  
 の近習等をして早朝より酒を勸めまじむるを忠義の心ある  
 近習二匹これを止めしかば姦臣等その言を不敬とて經て



忽これをして斥て君前に出るを許さず政美朝臣病に罹りし  
 後も姦臣側に待して朝夕酒を勸め従前の家格を反して割  
 烹店の調理品をすゝめなるとも其他姦臣等が無状に取計ら  
 ひ多きを愛て忠義の士これを諍ひ止めんとすれば左京立  
 地を擣へて罪に陥れ左京に徙ふ者あり又假令越度ひと  
 も其罪を問す却て功なきに藤を加へ君鶴を欺くと最巧な  
 り政美朝臣卒去の籠中その正思日に同意の年寄岩田靜馬  
 と同道して門外に出割烹店に至り酒を飲み肉を食ふこれ  
 を知る者蔭にて爪弾して譏ると雖も後難を恐れて強て  
 言んとする者もなしこれのとならず其男小太郎が元服に  
 なる中禮法家を招て烏帽子素袍を着しむ是武家の法式  
 なりといへども今の庄家たに斯る禮なし又同人が銀着

始も右の禮法家を請し古式の甲冑を新製させしを  
 故實を正し銀直垂引立烏帽子に木額をえり床机に熊の敷  
 皮かけてこれに着き六具を法の如く取よるひ金装の太刀  
 を佩き切支の矢を盛たるに矢擲みせし旅を管高に負ひ村  
 重藤の弓を持軍神を拜し畢る打勝よるこゑの三種の肴に  
 て三献の式あり此式の嚴肅あると實に君家の式も勝ると  
 も劣るとなし或の自宅に鷹を飼置て田野に狩すると常々  
 左京心中に企あるゆゑあや小太郎が妻を江戸の權家に求  
 めんとすれども幸縁なかりしかば閨者松平周防守康任の  
 未家幕府の寄合松平主税千石堀五の女を娶らせ新婦が長途  
 の旅費のすべて左京より取賄ひ其本國到着の際諸士の出  
 迎ふ体宛然君家の婚禮に髣髴より近年庄家吉凶相續さ



藩の財政最饒ならず参勤の藩主幼年にて其費を省くといへども江戸表にて方角火消等の勤務の費用も夥しき比左京財事の主宰たり困て郡奉行兼勘定奉行岩田丹太夫町奉行惠崎又左衛門郡奉行徳永半左衛門勘定奉行山本耕兵衛等の豫て左京と同腹の者なれば領分なる郡村市街の豪民を説き用金を出さしめゆる其總額五万兩といふ然れども其徴收する所の金の何の用に遣拂ひしにや一藩の逼迫に醫に倍し士卒の其家祿を減じ小祿の者に至ての朝夕を計らず其困難營るにもあし左京等の陽に賞を飾るといへども陰あつて頗美味に飽き其餘同腹の者の下吏輕卒に至るまで過分の暮しとなせ程にこれを見て義に暗き小人等の只管姦徒が榮を羨み其黨に加はる者少からず是に於

て左京が權勢ますく熾なり斯て一藩の財事いよ、困難を極るに至り左京その主宰を辞し年寄生駒主計あその後職を委ぬ主計事困難にして一己の決斷に能とす且頗繁劇なるとして相役を請ふと切ありといへども左京一切諾せず一己にて處分をあそを得ざりせば職を辞すべし主宰兩人あれは事兩端あ出て區々の説起り忽紛紜を生せんとい錢あ懸て觀るが如しとて聽容ざりしが果して事さし問るの場に臨み巽に主計が請ひしとらち忘れしが如く少しもいはず役目の計らひ越度なりとて忽年寄の職を褫ぎ家祿を減じて塾居させ借已再其事に與り專横至らざる所なし年寄荒木玄蕃仙石主計酒匂清兵衛原市郎右衛門此体を見て大に歎き此儘彼を棄置とさひぬかある主家の不爲を



引出さんも料るべからず我々四人の家は深き由緒あるのみならず身寄くも年寄の重職に在りながら森屋斯迄専横の所行あるを坐視して挫すは祖先に對して愧る所今猶豫をべきにほらずと協議しつ天保三年壬辰正月十六日左京が専横數件を舉記せし書を隱居久道朝臣に上りしかば久道朝臣此時已極老にて且病身ありしかど書面の趣容易ならずとて年寄岩田靜馬杉原官兵衛を召て其事實を問はる、又靜馬のもとより左京が腹心の者あれば明に事の趣を上陳せず言を鳥亂になし却て久道朝臣を感とすのまならず用人宇野基助といへる元徒士組の輕輩なりしを左京其身も阿諛すればとて退々登庸して竟に用人にまで歴陞させし偏に左京が依怙に由てなされば諷助のそ

の恩義あれば右の上書のことを聞き主計等が申條と全く左京を諤つものありとし却て四人のなき非を擧て種々あ諷言し且左京が言合る所に依て彼四人斯本朝の事を訴出るうへの疾馳たまはずの後日一藩必黨派を分ち四分五裂してゆ、しき大事なるべしある久道朝臣を驚かし竟に同月二十二日事實の審問も亦主計等四人は縁を削りて幼年の男子等に其家に繼しめ各落節のうへ盤居ども然れども久道朝臣の事情大に疑ふべき所ゆれば親問せんとて同五年甲午正月十六日其儀を御出さる左京の厚くもその事を知て急に四人の親族等を招き今日の親問の實又容易ならざる事件之就て其席に於て種々分疏等あらば却て君威を畏れざるに似たるをもて家名の斷絶に至らんも知



るべからず惣は詞を吐んより只恐入の一言を以て謝し奉るに如す比旨よく心得たまへど説示せしかば親族等のを深意の知らねど然らば能く其意を含め同伴して出べしといひて立別れ四人に其内意を告るゝ四人も心中に深く怪めどもいかさま君前あて喋くしく舌根を動さんも不敬なりと半信半疑して館に出るに親族等各これに差副ふり其日館内の結構の小書院に翠簾を垂れ其内久道朝臣若座あり年寄用人順に従て列坐し二の間に於て審問するに芝番の停午主計の四ツ時清兵衛の八ツ時市郎右衛門の七ツ時と各時刻を異にし召出されて二三を審問されるれども最初の内示に欺るゝとい知らず只君前の不敬を慎み強て分疏にも及びそ果の恐入の一言をもて竟ふ一紙の配文に

印形を捺すと四人皆おなじ斯てぞ四人の不幸にも左京が術中又陥りしなれば各家に歸るといしく監吏出張りて一間に押籠め入口の戸を釘もて打閉出入をいまして親族等お交替して最緊しく守らせける爰に又去年壬主計等が黜られし比同番士河野瀬兵衛といふ者心さま忠義にて太く左京が専横を憎むよし其徒竊に傳聞て勘安おらず思ふ随些細の事を越度として同年六月祿を没収し出石を放逐しふりしかば瀬兵衛の一途に主家の安危を懸念し流涙の身の艱苦を凌ぎて江戸より下り末家仙石彌三郎が木挽町の邸に至り同邸に在る神谷轉に對面し左京が爲体を悉く語り告て極老の大殿當主の幼稚大殿の内室常眞院達すといへども是亦女儀なり只頼むの末家及親戚の力のと仰願く



の方を尽し姦徒を交られんことをといふ轉事の顛末を聞て  
 嘆息し左京等が専横斯までどの思はざりしが寔に憎むに  
 も猶餘存り彼君を擁し黨を結ぶを馴除んと容易ならず  
 といへども本家の安危傍觀をべきよあらず只いかにせん  
 當家の主人彌三郎今病に罹りて其事に奔走すべくもあ  
 らず少しく瘥なばにもかくにも計らひあらん折もそりと  
 て最殘念の至と涙を濺ぎて事情を告し、~~ハ~~ハ瀬兵衛の顛  
 び樹蔭に雨漏る心地して空しく其處を立出けり

以下い次の巻に分載す

實々事譚卷之二終

明治十六年五月十一日出版御届

同年同月十二日發行

著者

新潟縣平民

松村操

神田佐久間町一丁目十一番地

版主

東京府平民

望月誠

京橋區南鍋町一丁目七番地

京南鍋町一丁目七番地

兎屋誠

兎屋

誠

發兌元

大坂順慶町四丁目心齋橋南へ入

同支店



○大岡越前守の實説おほおかえちせんのかみ

○加賀騷動の實説かがさわうどう

二の巻の續ふたのまきのつづき

○河内山宗春の實説かみちやまそうしゆん

同

附直侍の事まほけあらい

同

○金看板甚九郎の實説きんかんばんじんくさう

同

附芝神明宮境内に於て角力者と齋の者喧嘩の事しばしんめいぐうけいだいにおひてまがひかとりとむいものけんぐわ

○仙石家内亂 神谷轉の實説せんしやくけい じんやま

同

○新薄雪物語の實説しんはくせつものがたり

○畦倉重四郎の實説あぜくらぢゆうしちろう

# 實々事譚





實事通志之三

大岡越前守の實説

大岡越前守忠相と同姓美濃守忠高が四男にて延寶五年江

戸大城の下に生る幼名を求馬と呼べり貞享三年十二月十

歳はしと忠右衛門忠真に養はれ同四年十一歳にて通稱を

市十郎と改め初て忠相と名告る元禄十三年養父忠真病に

罹りて死すしかば同七月その遺跡を續ぎ寄合席に列し養

家歴代の通稱忠右衛門に改めぬ是時二十四歳之同十五年

五月二十六歳にては書院番士に編入せられ寶永元年十月

二十八歳にては徒頭に擢られしが程るく同年十二月布衣

を許さる同四年八月あひ三十一歳にては使番に轉職せり

一 斯て同五年七月三十二歳よて御目附に遷され正徳二年正



二月三十二歳の時、こを始て伊勢國山田奉行佐野豊前守直  
行が後職に擇れて同奉行となり從五位下に叙し能登守に  
任じ彼地へ赴きぬ忠相任地に至り管内の公事を裁判する  
中に紀伊中納言吉宗卿の所領伊勢國松坂の住民と山田奉  
行の管下山田の民と境界を相争ふ事ありて年を歴れども  
いまだ決せず松坂の民の無下に非分なるり明なれども下  
吏紀伊家を彈りて邪正を糾彈せざるがゆゑに奉行も亦判  
断に及ばず因て奉行の交代する毎に訴訟して己ます忠相  
が至りし時も亦これを訴へければ忠相直に其事の理由を  
私問し山田の民のいふ所正理顯然たるをもて忽邪正を明  
断して松坂の民非分と定む是忠相が訴訟を裁断するに  
拙庇なき名を高くするの端緒あり斯て同六年二月四十歳

にては普請奉行に職を轉せられて歸府を此歳四月晦日大  
將軍家繼公薨去によりて同日吉宗卿紀伊中二の丸に移ら  
せられ同五月朔日宗家を相續ひり因て同六月二十三日正  
徳六年を改めて享保元年とるし同八月十三日吉宗卿を權  
大納言お任じ正二位に叙せられ同晦日征夷大將軍の宣下  
ひり内大臣に任ぜられ右近衛大將右馬寮は監を兼任し牛  
車兵仗を賜ひ淳和莽學兩院別當源氏長者の朝命を下され  
しかば吉宗公は是より天下大小の政務を預りまをさる、  
よ鷹り襲ふ忠相が山田奉行たりし時山田松坂の訴訟を理  
非明白に裁断せしを感賞せらる、台慮にや移りけん同二  
年二月三日竟に忠相を擢て江戸町奉行に任せられけり即  
三 松野燈岐守助義が後職よて時に四十一歳之忠相台命を奉



四 是より數奇屋橋門内南町奉行所に移住せしが此時越前守には轉任したりしこ

以下と次の巻に分載す

○加賀騒動の實説

二の巻の續

抑阿貞の同藩鏑木某が女にて鏑木某が女と芝神宮の神願といふ本國金澤の城下に生れしが容貌最美艶めて其聞え酷高し其比吉徳朝臣の昵近は大親傳藏といふ若士あり此者の同藩の銃卒大親長次兵衛といへる者の子之長次兵衛の加賀國石川郡久安村農家の生にて少年より鳥銃を好ま野山に出で禽獸を狙撃するに百發百中の妙あり後その事藩主に聞えて徴れて銃卒となりますく精妙を極めしる人皆其伎術を賞讃しけり一年吉徳朝臣在國の砌山獵あるに一頭の牝鹿を逐出せり吉徳朝臣近習の士又彼鹿を撃よどありしに近習の士幸ひに長次兵衛が逢ふ侍るを見て主命を傳へ疾々せよといふ長次兵衛命を承り銃取直して狙



六

撃つに誤らず彈丸飛て右の牝鹿を斃せ尋て牝鹿を慕ひて  
二鹿駈出來るを見て吉徳朝臣又それをも撃せよと仰りし  
かバ近習其旨を傳へ屢急を促せども長次兵衛此儀の偏に  
死させたまへと辞みて銃を執らず近習大にいらだちて主  
命いと重かるを辞ひ不敬の至りと結るに長次兵衛畏み  
ていへらく否主命を拒み奉るにあらず卑臣年少より鳥銃  
を好み山野に獵して禽獸を斃すと幾千頭なると知らずし  
へどもたゞ其母を殺すもの必子を助け子を撃つもの  
必其母を遁し母子共に擊斃して其末を斷つとをせず命を  
惜ひ何ぞ人のみならんや其一を斃すだに猶實の殘忍の  
所爲なるを末をも斷つん甚しき不仁之と思ふによりつと  
めて親子の禽獸を殺すとい天お替て慎みし之故今も此命

七

を辞み奉るにこそといふ吉徳朝臣これを聞て大に喜し卑  
賤の卒よして其志殊勝なりとて翌日擧て徒士とるも長次  
兵衛あ一人の男子あり是即傳藏之性質伶俐なりしかバ十  
三歳の時始めて徴れて茶童となり其時の名を長支と呼べ  
り長支使令に供するに一を聞て十を悟るの才ありしもの  
昵近の士の勿論大奥の婦女等に至るまでこれを愛さるも  
のなし加之賤しき者の子よの似氣なく人品最高く容貌の  
美さとまた女兒の如し斯て長支登されて側童となり名を  
傳藏と改む是に於て傳藏いよく精勤貳なく偏お狗馬の  
意を示せしかバ有司朋輩も亦これを感賞し多方拮据して  
推薦するをもて聽て又進められて近習の士に列せらるぬ  
然るに彼阿貞がまだ生家に在りし此一日傳藏その姿を餘



所ながら闕窺て頻々看戀の情に堪ず折もあらばそが父に  
 も乞んと思ひをりしに豈計らんや吉徳朝臣早くも阿貞を  
 召て侍女となし寵愛最深く竟に利和をさへ生たまめしか  
 ば傳藏豫ての望忽空しく歎き惜めどもその甲斐あく獨ひ  
 そかに爵々たるのみ是より何となく主を怨る意を起せし  
 どぞ是傳藏が身を亡すの端緒之此後傳藏筋よおもへらく  
 我今い登されて近習の列に在れども人我を視ると昔日の  
 卑賤又異ならず斯ての生涯燕雀の群に在るのさいうで大  
 鵬たるを得んやよろしく君寵を街ひ人望を得以て榮華  
 を遂るゝ如かず人生僅に五十年之草木と共々朽んの益な  
 しとやうやくこゝに悪念を生じ是より只管佞辨をもて陽  
 ふ忠義を飾り同僚み交るに信を示し一毫も不遜の舉動も

く其体極めて誠實やかなりし程み誰かはその陰に姦謀あ  
 るを知らん老臣前田近江守。奥村伊豫守。横山大和守。本多安  
 房守を始め奥村内記。前田大炊。村井主膳。長又三郎等始の傳  
 藏が卑賤より出て立身分に過るを怪みしも今の忠勤の体  
 を見て疑念やうやく解けて又更に咎めざりしかば傳藏ま  
 そく主恩を街ひ竟にその職を昇されて近習頭となり廻  
 通稱をも内藏助と改めぬこれより殊榮一時を極め程なく  
 又進められて參政の列に加たり人持組に至りやうやく其  
 志を得たりしといへども偏に人の信を取らんとの心慮な  
 れば猶ますく身を謙遜して誇るとなく藩政の評定ゆる  
 席ふ臨めば故に正論を述べよく曲直の條理を辨明するに  
 萬事その説く所ふ歸着したりければ國老參政等もその才



智に感じ百般の政務必諮詢して行とすといふとなし斯も  
 し程に最初奴隸もて内藏助を展めし者も今のこれを誹毀  
 せざるのみあらず却て其下風に立んとを蒙ふの状を露し  
 權威飛鳥を落すの勢有り其比吉徳朝臣に二人の妾有り一  
 人の前にいふ阿貞にて一人の又最初江戸邸に召使はれし  
 阿菊あり一年吉徳朝臣賜暇ありて本國加賀に歸るふ二婦  
 を引連れしが折しも同時に二婦ともあ孕めり翌年參府の  
 期に至り阿貞の病に罹りて金澤に留り阿菊の之具せられ  
 て江戸に至れり斯て四月二日阿貞公子を生む勢之助利和  
 是なり同月七日阿菊もまた江戸に於て公子を生みしが是  
 を龜次郎利安となそ右の如く阿菊が出産阿貞よりは五日  
 先つといへども金澤より江戸まで至るに東海道を經れ

百五十一里餘東山道にのれ百六十里餘又北陸道を  
 直徑に行く時百十九里餘の遠路を隔たれば幕府への届  
 への阿菊が出産をもて取敢ず先とし本國より報至りて察  
 告せしかば阿貞が所産之後となり即龜次郎をもて二男と  
 定め勢之助を三男と定めけり阿貞も産後病全く癒之後れ  
 て江戸に來りて見れば己の婉む所の先生なれども三男  
 となり後の出生反て二男と定められしと聞て心中ひそか  
 ぶ怨まざるにあらねども兎角をいふべきあらねば只ひと  
 り胸を苦むるの亦更にせん術なし然るに二男の嫡男の  
 豫備として會釋嫡男に相同じけれども三男以下は全く庶  
 子の會釋となり一等を下されしかば阿貞いよ、不平に堪  
 ず彼も是も同じき公子にてまかも出生の先あるを隔遠の



地の術なさに幕府への稟告前後となり二男の身又てありながら三男と定められしのみあらず全く臣下にひとしき會釋となるその不運のいたはしさを見るに恐びずあはれ折を得て二男を同等又挽回されんとの方便もがなと朝暮必をぞ痛めける是後に内藏助が姦謀を逞ふその原因といなりしと

以下次の巻に分載と

後編 卷之二十 河内山宗春の實説

○河内山宗春の實説

二の巻の終

日性を始め佐伯若林の宗春等に囁かれて心中に十二分の恐怖を懷き豫て聞知る河内山の徒之と聞てい今愁よそのいふ所をあらがひ拒みてもし衆人の目前にて箱の機關をばばかる、とあらば後悔そこに立べからず所詮斯奴等が綱又羅るうへに通る、とも通すまじ先そのいふ隨に従ふこそよけれと胸を定め先參集の徒に詞急速しく事の趣を告げ明日を期して其日の興行を止めしるハ衆人の咳さあから各が向々に還去りぬその時宗春ハ屹と面を正して日性佐伯等にうち對ひ陰富制禁の事ハ今更いふに及ばず箱の機關を設て諸人の眼をくらますとの非道あるハ我疾よりこれを知れども其實跡を見認されハ迂濶に放言すべし



にあらすと今日けふの興行かうぎやうを幸さいはひし牌たを購かひ求めて來きたり見みるに  
 思おもふにさがはす怪あやしき箱はこ之を若もし又また箱はこに別べつ條じょうなしども禁かぎと犯とが  
 すの分ぶん疏しゆの立たがたからん然さりどて我われ徒とは官くわんよ告こ訴そせんど  
 そる野や暮ぼにのあらずさゝ利益りやくの分ぶん配はいを乞こふのみ遮ま莫も侈し身み  
 等らが興か行ぎやうする毎ごとに來きたりて分ぶん前ぜんを取とるべきあらねば今日けふの  
 集あつ金めいの殘のこらず我われ等らに與あたへたまへ是これよて縁えんを斷たずさんそれ  
 不ふ承しょう知ちならばこゝ一いつ寸すんも立たべからずと動うごく氣け色しきもなかり  
 しかば日ひつ性じやうの長なが袖そでの身みの只ただ驚おどろき感かんふのみ若もし表ひょう沙さ汰たともる  
 らのいかる重ぢゆう科かに處しょせらるんも罰ばつがたし早はやく彼かれが所しよ望ぼう  
 よ任せ無む事じを言いると肝かん要いようあらんと心こころにわもへと口くちふもい  
 ひ得えずもじくするうち佐さ伯はく若わ林りんも亦また機き關かんある箱はこを取と押お  
 へられての強が談だんなれば無む念ねんのいと限かぎなしといへども若もし事じ

の破やぶれに至いたらば銘めい々々主人しゆじんの名なを汚けし自身じしん等らもいひなる罪つみ  
 被からんも知しるべからずと身みを厭いとふま、あ是非せひなく是この日ひの  
 牌た科か二百にひゃく二十七しちじゅう兩りやうを出いして與あたへ其その場ばを無む事じに治ちめしかば  
 宗そう春しゆん等らの首しゆ尾びよかりけりと微ほ笑しょうて金かねを受う取とり途と中ちゆうに待まち合あ  
 せし猶なほ次じ郎らう平へい吉きち庄じやう吉きち等らに會あひして事ことの趣おもを還た漏はなく語かたり其その  
 夜よの共ともに根ね津つに至いたりて金かねを分ぶん配はいし一いち兩りやう日にちの懷くわい中ちゆうの匿かくし  
 らぬに心こころゆるみ流なが連づして措さ別べつれしとどか、る所しよ行ぎやうのさ  
 れどもいまだ天てん網もう疎そとして漏もる、所ところやありけん捕と吏しの手て  
 にもか、らず偶た危あやき風ふう聞きゆれば一時いちじ潜せん伏ふくして踪あと跡せきをか  
 し出しゅつ没ぼつを定さだめず現げんに類るをもて集あつまるの諺ことわざにもさす此この徒との一い  
 人ひと小こ島じま政まさ五ご郎らうの目め附つけ支し配はいよて持も高たか十五じふご俵ひょう一人ひとり半はん扶た持ぢなり  
 しも生しやう得とく放はう蕩たうあるが爲ために身み上じやう窮きゆう迫はじ竟つひに祖そ先せんの名な跡せきをも



維持すると能はず其時年二十三にて馳て他人に家名を  
 賣却せしなれども表向の病身と稱して養子を願ひ幾程な  
 く養子八十八に相續させ其身の隠居とありて心のみ、  
 悪事を働か代を拂はずして遊興を恣にし途中に於て人に  
 亂妨狼籍を加へ却て逆に強迫し中裁に同類の悪徒を入  
 れて酒代等を貪り或の商家田舎人等に對しいさ、かの事  
 をいひ募り迫りて金銭を取るとその常々一日政五郎神田  
 富松町伊勢屋某といふ糶呉服屋の前を通りつ、其家の内  
 を窺見るに購客數十人寄集り絹布大物の反及小切なを所  
 狭くまで取散し其体最混雑なをしかば忽心中に一計を巧  
 みおるじく購客の体にて店頭に腰うち掛小切品々を出さ  
 せて見し後好のものあるしとて立歸らんとする時傍なる婦

細れ小切をひそか又袂に隠し入れしを早くも見認て手代  
 等がこれを咎め矢庭にその小切を引出さんとせしに豈料  
 らんや小切と共に政五郎が投出しさる請取書を手に取上  
 て隠下せば他家にて買得し縮緬の代價請取書なり是にい  
 かにと手代等の各目と目を見合せて黙しぬたり政五郎の右  
 の手代を引ぞる請取書を目前に突つけて汝見すや此書の  
 最前我新石町の呉服店にて買し縮緬代の受取之然れば此  
 縮緬の即右の店にて買しものなるを我を疑ふのみならず  
 多人數の中に辱しめたるの奇怪なを我が曲直のその小  
 切の數を改めなば事立處に明白ならん庭々改め見るべし  
 といふ手代等さらばとて小切の數を一々改るよ不足なか  
 りしかば其疎忽を賄れども中々承引せず汝等に應對すべ



さにゆらず主人に面會して盜賊の汚名を雪がすべしもし  
 他出かりせば幾日なりとも此ま、歸宅を待べしといひて  
 更に退く体なし此紛紜を聞て豫て此家に入りの者駈着來  
 り種々に言宥め先兎にも角にもと近邊の茶屋に誘ひ往て  
 酒肴を出し手代の疎忽を謝して其日の無事に歸らしめし  
 が其後も度々來り襲ふに我に耻辱を與へたりと種々に難  
 題をいひ掛て果に金子幾多を貪取りしとぞ是に此家のみ  
 の事ならず是等にひとしき所行をなすと幾度なるを知ら  
 ず又これが手下無宿吉藏といへる者あり舊主人の家を  
 逃出し政五郎が方に来りて食客となり時々政五郎が羽織  
 袴を美々しく着して市中に出る折に吉藏の毎も草履取  
 の体に打扮てこれに供しわざと混雜れ場に至りて徘徊し

若誤て疎忽する者ゆれば種々の詞を設て金錢を貪取ると  
 屢次なる中又一日増上寺大門前にて天秤棒を肩にかけ驟  
 雨を凌ぎ急行く者ゆり折しも雨を避んとて往來の人走通  
 ると最忙しさを是僥倖ありと右の天秤棒を肩にせし者の  
 後に近きよりしに雑沓の時なれば棒れ先政五郎に當りし  
 とて忽後の方に倒る、を合圖又吉藏矢庭に右の者を引搦  
 と無禮之と罵る其者大お驚き恐れて只管貽れども一切許  
 さず往來の人も政五郎を武士と思へば猥に中裁に立入ら  
 んともせざる程お吉藏は烈しく責て其者の居所を問ふ飯  
 倉町一丁目兩替渡世家持嘉兵衛召仕幸助といふもの、よ  
 し答へしかば政五郎然らば汝の相手とそるに足らず主人  
 方へ案内せよとして直に嘉兵衛方へ幸助を追立て至り最六



ケ敷強迫し其日の金二分を取て事を治しが其後も同様の  
 手段をもて往來の人に突當り喧嘩をなして金銭を奪ふ期  
 の如き所行の政五郎吉藏等のとにあらず同徒は内西丸表  
 六尺政七の一日用ありて下谷を通りかゝり偶同所辻番屋  
 敷ある大佛屋幸七といふ菓子店に娘の居るを見るに囊比  
 まで評定所留役中島平四郎方又待女奉公せし鉄といふ女  
 之鉄の豫て聞及ぶ表六尺政七なれば一眼見るより直に避  
 て奥の方又逃入りたる跡に平七のどひと立留と忽一計を  
 めぐらし蜘蛛の糸を捉ておくし持二百文分の餅を買  
 たしといふ丁稚をとる、隨ふ菓子を渡せしかば又茶を飲  
 みたしと所望を丁稚を取來らんと勝手又入るを見て右  
 の匿しおきし蜘蛛を意に餅の中あ入れ知らぬ体にて持來

りたる茶を飲み餅を一口食ふやいあや忽吐出しこの慢な  
 り餅れ中又蜘蛛あり蜘蛛の毒虫なるを人に食はしむるの  
 畢竟製し方の不束又起る所と聲高く罵るところに王幸  
 七歸り來り委細を聞て種々に賄れども承引せず意又金二  
 分を罰罪のえるしお遣し其場の事濟どるりしかば政七の  
 鉄が逃入りし事を必憎くおもひいかおもして彼を惱し腹  
 癪せんとして其後再大佛屋に至りこの娘鉄との彼が中島  
 方奉公中既に淺らぬ中となり夫婦の契約をもなしたれ  
 ば表向妻にそべしと所望するにぞ幸七大お驚き此事實な  
 りやと娘に問ふ又鉄の然る覺え聊もなしと答ふ幸七いは  
 る、所娘に於ての痕跡もなしといひ殊に他家に嫁すべき  
 者にもあらねば此儀堅くかなひがたしと拒めども政七の



つや／＼聴容す既に亂妨にも及ぶ体なりしかば彼を壓へ  
 宥めんもの河内山宗春の外なしとて急よ人を走せて事  
 の趣を想ひふ宗春願て入來りて政七を宥め連歸りしかば  
 幸七の深く宗春が體を喜び酒肴料を贈としを受取り政七  
 其餘の徒を集め共に飲酒を恣ふせしといふ又齊藤孫八郎  
 の宗春を助けて寺院を強迫し或の町家辻妾宅など押借  
 をあし又の古澤茂右衛門組中間猪野權七厄介の兄同苗平  
 十郎と同伴し神田佐久間町二丁目を通りゝりし折同町  
 平石衛門店重三郎といへる者の俸が最幼くて事を辨へず  
 それ弄びし花火の風に散て平十郎の衣服にゝりしを太  
 く咎めて重三郎を自身番屋へ呼奇嚴重の談じに及びしを  
 連三郎深く驚き恐れ柳原岩井町代地市兵衛店龜吉をもて

段々賄入り右の挨拶として金二百疋酒二樽を平十郎に贈  
 りしを此時も亦其徒打寄て飲食し造化よしとさゞゆさし  
 どぞ茲に又宗春が家に入して常に其手先を働さける無  
 宿庄吉の義又宗春等が彼了徳院にて陰富又事の附入り  
 して取りし金額の二百二十七兩の大金なるをおのれに  
 僮許を分與へしを太く心中に怒ましかどまりとて今更乞  
 へばとて改めて配分を増さるべきにもあられハ獨断に  
 姦策を運しつ同氣れ友小石川餅差町なる利兵衛といふ者  
 の豫て佐伯等が陰富の事を知りたれば彼を誑らひて親手  
 となし一劃をなすべしと一日利兵衛が家に至り思ふ旨を  
 隔告るに利兵衛の一議及ばず同意し願て兩人にて傳通  
 院前なる改藤梅之助が邸内なる佐伯源吾が宅に至り今源



吾が外出せんとて玄關まで立出るに行逢ひ共る詞を卑くして某等いまだ面識もなきに斯推参せしハ歎願の筋ありて之ははれ願の趣聴てたべといふ源吾聞て歎願どの何事なりやと問へバ兩人猶丁寧を盡し否餘の儀にもあらねど近來最窮迫してハへバ仰願くの金子少々借用仕りたしとハふを聞も詫らす源吾さてハ河内山が徒の手を易へ再我を強迫するものならんと思ふまゝに太く怒り我輩に寺院普請勸進のため富興行に及びしを其方等も知るやえらすや河内山宗春といふもの其徒をたらし難題をもて寄金を残さず掠奪ひよりよしや其方等の宗春が徒にあらざとも故なく人に金銭を貸與ふべき謂れなしといひ棄て足早に門外へ走り出ぬ

以下は次の巻又分載す

○金看板甚九郎の實説

二の巻の續

甚九郎に二人の男子あり兄ハ父の名を襲て甚九郎と稱し弟ハ安五郎と呼ぶ各父が渾名を冒して金看板と号しぬ此二世甚九郎が事に就て一條の物語ありその文化二年三月芝神明宮境内又於て相撲を興行せしよめ組の爲人足無錢にて見物せんとす此時水引清五郎といふ角力者木戸番に在りてこれを止めしかバ此遺恨より一日清五郎が木挽町の芝居見物に至りし時折悪くめ組の人足等も四人來合せをりて種々悪口をいひかけ亂暴に及ぶと限りなし然るも清五郎ハよく忍びて逆らふともあかりしに最後茶碗を取て清五郎が面に投つくるよ忽願に疵を生じ鮮血淋漓とて滴りければ清五郎今ハ堪忍なりがたしと急に起上り



て身構する程に人足等も亦おなじく起上り既に大變に及ばんとぞと見てければ數千の看客の怪我せじと一度も立感ひて身を遁れんとする其騒動大かゝならず其時見物の中も其比の土橋丸屋町に住居せし二代目金看牌甚九郎其妻及近隣の婦女等を連れて來りししかば芝居の者より幸ひの來合ふとて喧嘩の中裁を頼む甚九郎の先婦女等を還らまめ木戸より引返して其處に至るに最早互に猛虎れ勢をなし清五郎の右の手を伸て人足金八といふ者の髻を握み左の手にて額より流る、鮮血を押して立つに殘四人の人足も力限り清五郎に組つけざる物どもせず忽振拂ひあつてや飛礫の如くに投出さんどす今一足甚九郎が駈着るとの遅かりせば四人の内必死する者もあはるべき勢あり

しを甚九郎電の如くに走寄て双方を宥め我に事を預けよといふ其顔を見るに豫て聞知る甚九郎なれば人足等の勢をのまれて手を引けども清五郎の承引せず我元來事を好ざれば最前より種々の惡口に及ぶのみならず物を投つけ亂暴を恣にする、といへども場所あし、と堪忍を加るをよき事となし果の茶碗を擲ちて男子の額に傷けぬ死生の天に在り今いかで此儘還るべけんや退て勝負を見物ゆれど捉し髻をいまだ放さずこの言を聞て一旦手を解きたる三人も再組付んと競かゝるを甚九郎早まらるゝかれと推止め是より言を尽し理を説き只管和め宥る程に清五郎も今のやうやく手を止めしかば其隨四人を退て待せ又清五郎をば茶屋に誘ひゆきて甚九郎屹と詞を改め彼等が不



法は我も見物の中に在りて目撃しされば怒りたふも無  
 理ならぬと彼等の名に負ふあふれ者にて死を忘れ暴行を  
 なすとい珍らしからずかゝる暴人を相手にし死を争ふの  
 喧嘩をなさんと男をよつる力者に似合すなしがたき堪忍  
 をなそこそ眞の男一匹ともいふなれ土俵のうへにて東西  
 カと角をそがために死するとも業の爲ならん本意ともい  
 ふべし豫て聞く其許の雲州侯の抱ならずやかゝる場所  
 て喧嘩の爲に一命を果せるときに君思を何れの地に置ん  
 どせらるゝや今幸ひにして彼者等も引たれば枉て此場の  
 争論の我も與へたまへ必悪くの罰ひひまじきにと眞實を  
 尽して異見を加へければ清五郎も強て我意を張るもおだ  
 やのならずと思ひ然までに宣はゞ兎にも角にもと事を任

せしかば甚九郎大に喜びそれにていひ甲斐ゆりて又四人  
 の待し茶屋お至り事の仔細の知らねども傍より観る時  
 今日各が所爲の暴戻などの譏の免れがたきものに似たり  
 殊に芝居小屋の内にて若大事も及びなば何も知らざる  
 芝居の迷惑いかばかりならんや怨みなき芝居の難澁をも  
 顧みず四人よて一人を相手に勝負を決し假令勝つとも男  
 といいはれまじく若又負なば仲間一同の耻どもならんに  
 いるに若氣の短慮なりとて餘りに前後の考なきとならず  
 やといふに四人の頭をうち掉り否は身が言を聞きその深  
 劫を用ひざるまのゆらねども此喧嘩おの一の原因あり  
 に我等神明社内の相撲場に至りしは彼木戸もゆりて見物  
 を許さず仲間の者にいたく面目を失へり然るまよりて今



日の舉動より及びし之と詰返すを甚九郎微笑して其儘の  
 理に似て理にゆらず抑其許等の木戸札を求めて入りしや  
 いかよと問ふ四人その従前の慣習にて神明社内の相撲に  
 木戸銭を出すとあし因て今度とてもその例之といへば甚  
 九郎歎息し其許等のいふところ理に似て理ならずと其  
 一言にて判然たり相撲に木戸を搦て看客を入れる・は木  
 戸銭を受んがため之相撲興行を勸進相撲といふ其興行  
 する社地寺院の勸進の爲に催すの趣意にて強又相撲者が  
 木戸銭を全く所得するの法にあらざるをいつの比より  
 か回向院の大寄相撲をのみ勸進相撲といひ他所の相撲を  
 花相撲といふとになりしに大にその實を失ひしものなり  
 其大本斯の如くなれば花相撲なりとて木戸銭を出さる

は道理に於て非なりとぞべし然る非理をいひ慕りて遠限  
 どなし死生に關する争をなすを誰かか譽るものあらんや  
 今日の事の我に任せよ江戸男の負のどらせじと言を尽し  
 て宥めしかば流石の人足等も説る、所正理なるよゆらそ  
 ひのねて竟にそのいふ又任せしをもて頓て双方を茶屋に  
 會させ杯を取かとし俗にいふ手打をなし其夜の無事に治  
 めけり然るども其末意猶解す遂又喧嘩とあり清五郎の人  
 足の爲に死し人足數多また四車が手に死するに至りしに  
 世人のよく知る所之甚九郎が行ふ所率斯の如し弟安五郎  
 も亦その名父兄より劣らず兄甚九郎の自犯を筋なしといへ  
 ども事に勇むの餘人の爲に思ひよらぬ罪を蒙り八丈島に  
 遠流せらる其徒甚九郎が豫ての任侠を愛し在島中も勸を



贈りて不自由なからしむるに甚九郎これを受けども己一人の用に供せず逼く流人に分ち與へしかば流人等その思に感じ甚九郎を敬ふと宛然首領の如し後赦されて歸りしといへども其事を詳にせず

一説に遠流み處せられし二代目甚九郎にあらず父甚九郎賊の縛を解きし罪最重けれども牢屋敷近火の際直に立歸りし事によて罪を減ぜられ八丈島に遠流せらる後赦よ遣て歸りしといへり今金牌傳を接するも甚九郎が遠流せられし事を載て蒲葦先生曰吾所識井貞才從探藥使至八丈云々と記しよる探藥使の植村左平治政勝をいへるなるべし政勝の享保五年庚子より寶曆三年癸酉まで三十四年間諸國を巡廻し探藥記九番を編みて台

覽に供せし其書に載て明之若此探藥使の時なりせば政勝が八丈島に至りし寶曆は始もゆるべければ甚九郎が事のありし延享より寛延の比なるべし父子用説のうらいつれを正しども今詳よとるを得ざれども探藥使の事より思ひ合すれば父甚五郎といへる説據あるに似たり且甚九郎が罪遠島に當れども牢屋敷に歸りしをもて罪一等を減じ重追放とありしといふも疑ひなきにあらずその享保寛政兩度に改正ありし幕府の條書百ヶ條中に盗人手引致し者死罪の従前々惡黨ものと乍存宿致し又の五七日ツ、逗留爲致し者重追放但惡黨の者疎に被行いもの宿致しし者死罪とあり只一通にても其罪斯の如く輕からざるに況て官の囚人と知りながら縛を



解て逃せし罪最重かるべし然れば死一等を宥め遠島に  
處せられしといふ方信すべし此説區々あして速に定  
めがたしといへども今の暫く諸本の記す所に從て本文  
の如く擧げ併録しててもて參者に供そ

○仙石家神谷轉の實説 二の卷の續

河野瀨兵衛の仙石彌三郎が邸を立出し後屹と思廻すよし  
ありて今度の又江戸見坂下に住する中奥は小姓仙石能登  
守が邸に至り本國の事情を委しく語りて救助を請ふに能  
登守早速面會して承知し彌三郎の病中なれば類家は小姓  
組仙石長之助を招き商議のうへ神谷轉を自邸に呼寄せ足  
下の數年政美の側勤にて出石に至るとも數度なれの定め  
て左京が行狀及其徒の衆動を見聞せしなるべけれの聊隔  
るく情狀を語るべしと懇に問ひけるに轉の左京が專横を  
憤りて已ざる折からなれば能登守より示されたる瀨兵衛  
が訴書を熟讀し其箇條に就て見聞せし事どもを告述て些  
も憚らずこゝに久道朝臣の父兵部少輔久行の能登守が登



祖父丹波守久近が三男よて末家の中にても殊に新しく  
 久行木之崎の湯治を願ひ出石に至りて滞在し其娘も共  
 に同行所に至りて左京が事情を悉しく認め久道朝臣の内  
 室邸に在りて送り越せしとゆり今彼此参考するに瀬兵衛  
 が訴訟偽ならずと知をしる内室の女性ながらも酒井雅  
 樂頭忠以朝臣の叔母にてよく事の條理を知るの賢徳あれ  
 ば能登守等が談合を受けて精々評議し頼て奥附なりける麻  
 見四郎兵衛といふ者久道朝臣宛の書翰を讀させ尙委細  
 の口狀をいひ含め使として出石に至らしめけり四郎兵衛  
 の命を承りて行途をぬそぎ日ならず出石に到着し久道朝  
 臣に面謁し其室及同姓能登守等の密書を見し口女の旨を  
 還漏あく述しお久道朝臣の先到來の書翰を披見して熟

考あり然るに仙石左京のゆかにのしけん右の趣を漏聞て  
 大に驚き使四郎兵衛を口實を設て江戸に歸るを許さず  
 年寄青木彈右衛門お藩士一名を差副兩人急ぎ江戸に赴き  
 事の出所を問糺して來るべしといひ含めて出府させしか  
 ば兩人の俄に旅装を整へ江戸邸に至り奥方及能登守長之  
 助等も迫りて老臣左京をを讒訴せし何者の所行なりや  
 と問へども皆風聞とぞ答へてあからさまに其姓名を告ぐ  
 る者ほらず兩人大にいらだちて事頗重大あるをいかで風  
 説をもて遙く本國まで使を來させんや吾輩兩人の荷くも  
 大殿の命を奉じ其者おもの姓名審問のさめに來りあがら  
 ぬぼろげの返答にて復命するを得んや實を知るまでい決  
 して歸國すべからずといふその偽りて久道朝臣の命令之



といひしを聞き能登守等いさての愁又實を告す事の妨  
 碍とならんも料りがたしと思ひ直し竟又河野瀬兵衛が訴  
 告る所之と答へしかば兩人の豫て出石發足の折示合せし  
 如く卒示又瀬兵衛が告訴を信ぜしよしの書状を迫りて能  
 登守等より久道朝臣に出させそを携て歸國したりければ  
 左京の深く二人が働を褒め頼て右の能登守等の書状を久  
 道朝臣に呈し其身の處置に愆るきよし言譯をなし、とぞ  
 然程ふ仙石左京の今度の訴人の河野瀬兵衛之と聞て憤み  
 慍ると大のふならず速に擲捕て怨を復さんどて筋にその  
 踪跡を探偵せしむるに瀬兵衛今江に在らず此處より  
 の然まで程遠らぬ同國生野銀山附地役人渡邊角太夫が  
 別宅に寓しをりて爰此より病に罹り療養中なるよし告る

者ありて知りければ然らば通すかかれとて捕吏數名を遣  
 し銀山の圍門を品よく寸斷り夜中俄又瀬兵衛が病床に躑  
 込み病勢をさる虚あ乗じて矢庭にこれを縛んとす主角太  
 夫大に怒り私領より猥りに料所幕府の領地を常稱なりと  
 に立入り恣に人を捕縛及ふば不法なりと詰りて容易に  
 瀬兵衛を引渡すべき氣色もなければ餘儀なく事の趣を代  
 官西村貞太郎に告て本人を引渡されたと請ふと切なり  
 といへども角太夫が申稟の趣理あるあひ卒示に仙石家に  
 引渡すべからざるものに似されば貞太郎にいそぎ事の顛  
 末を書面に認めいかゞ討らふべきやを江戸勘定所に立  
 てその指令を請へりて、に江戸勘定所へも疾此事の聞え  
 たりけん月番公専方彙に仙石の家來を呼出し瀬兵衛の事



を糺問に及びしに其者答て彼の藩地に於て赦しがたき罪  
 状ある者みてその踪跡を詮索中在邑に家來等全く公法を  
 知らずは料所又於て斷なく逮捕に及びし其罪成規に觸  
 れ偏み道るゝに地あしたゝ寛宥あらんとを請ふよし頻  
 罪を謝せしかば月番公事方その仔細を聞て事の趣斯の如  
 くなるをもし明地あ處するよ於ての遠路多人數を呼下し  
 て糺問せざるべからずさての一同の難儀なるべしとの掛  
 酌をもて同僚にも協議せずは料所地内に踏込み捕縛に及  
 びし一條の刪り去り角太夫が家に瀬兵衛の潜匿せしを貞  
 太郎傳聞て糺明なし、休具陳書を認直し仙石道之助方  
 へ引渡すべきや否の伺書どあして更に差出すべしと貞太  
 郎も指揮し竟に右の趣に認直したる書面を受取り其書を

披露に及びしうへ頼て瀬兵衛を仙石家に引渡すべきよし  
 指令なし、るば貞太郎も今の止むを得ず角太夫に諭し竟  
 に瀬兵衛を出石に引渡せしを左京の受取り直ふ獄舎にぞ  
 繋がせける

以下次の巻に分載す



○新薄雪物語の實説 此條實傳にあらざれば考証也然れども  
 世に新薄雪物語といふ院本傳りて蘭部左衛門薄雪姫等の  
 事を作れり此院本の寛永の比西國なる某家にてありける  
 事蹟を鋪張せしものなせいふいよく事を識らざるも  
 の、妄説なり中頃專世に行をし物語書の中あ薄雪物語と  
 いへるあり又其物語に擬て作りたる新薄雪物語と題せし  
 五卷は物語書あり彼院本の新薄雪物語の全く右の物語書  
 新薄雪に據りて作設けし無根説にて決してその實事たり  
 しに仿らず今婦幼の爲に彼物語書新薄雪の大要を爰に採  
 記してその疑を破るべし其畧云都の邊深草の里又園邊  
 の左衛門とて年二十ばかりある艶男ありて容貌のみなら  
 ず和歌の道にも妙にて世に以今業平と稱へける一年彌生

の中旬に清水寺に詣しに花盛なりければ歌を口ずさみ木  
 蔭に立やすらひぬたりしに女房數多召具しふる乗物來を  
 りいかなる人よやと心ゆかしく打見やりしに乗物の戸を  
 わけ内より二八ばかりの處女の出しに尤物世に並ぶ者の  
 あるべしともおぼえず類りに心猿意馬に鞭うち戀ふの情  
 起りしより圓通大師に祈り戀慕の闇をはらさめと身を消  
 めんよめ音羽の籠の元に至りしに彼處女の召具せし女房  
 の中年の齡四十あまりともおぼしきがこれも瀧の氷汲に  
 と下し來しを見て左衛門必嬉しく其女房にかしづさまぬ  
 られしに何人れ息女なりやと問ふ女房幸崎和泉の女にて  
 名は薄雪年の十七なるよしを答ふ左衛門其家の何處なり  
 やと再問ふ女房一條のあたりといふ左衛門いづかふに



嫁せられしや女房さんい、昨年の春一門の方に嫁し妹背  
の中も睦しかりしがいかいかにせん翌なる人去年の秋か  
く鬼籍の人となりいまい夫なき身にしあれば再縁をいひ  
入る方々もあまたあれども一度嫁したる身のいゝでつま  
かさねせんやと貞女の道を立只明暮月花に心を慰め雪の  
清き白妙をめで和歌に月日をくらすれ父の君の早く世を  
去られ母君のみにわたらせらるればいろく言を尽し再  
縁の教訓あれども貞女の兩夫に見えずとて身を堅固に守  
りて中へ承引おしと語るを聞左衛門のいと、思ひのいや  
まさり女房に向ひいかなる過世の因縁にや今日始て見ま  
ゐらせ頻りに戀はしく思へどもせん方あければ観音薩摩  
の力をたのみまゐらせんと垢離とる灘の元にして貴女に

逢しも念彼観音の引合にやいと打つけながら媒たのたま  
ゐらすなりそも貴女の名の何と稱へらるゝにやと問ふ女  
房妾が名の難とこそ稱へんへと答ふ左衛門聞てさてもゆ  
かりある稱へ名にこそ春の薄雪の難にゐらば打とくる  
も早かりけん假令千引の石たりとも力を尽して引たりせ  
ば動さるとやのゐる玉章を傳へ給へと懐紙あさしもま  
れ泪の川の渡守漕ゆく舟よまかそこゝろをど書き女房に  
の一包の黄金を懐より出し其紙につゝみて贈りしかば難  
の思ひよらざるたのみ一度の驚さしめどもつらく左  
衛門が容体を見るに威ありて猛からず其日の衣装の肌  
黄縷子の兩面上に縮緬のつかみ染花色の紋郡内織と海黄  
裏の羽織に三本傘の五所紋をうめたるを若紅毛焼の緒籠



の印籠と枝珊瑚珠の根着をひとつにせし申着を提げ黄金  
 造りの大小刀をさしこなしたる今様姿またあるまじき男  
 態ももしやと思ふ心起り君のいつくの方あわたらせ給ふ  
 やと問ふ左衛門我の近江なる滋賀の里の武士なれども  
 き世を厭ふとありて三年以來都の片邊深草の里に引籠り  
 花に戯れ紅葉あそびくらと園部の左衛門といふ者あり  
 我家の都より程遠し幸我をそだてし乳母が夫磯馴松右衛  
 門といへる者一條萱堂の前に在れば彼が許まで返事をた  
 のひととて淺緑は薄葉紙に心の色を筆に染わたしければ  
 見ぬ戀の中川更さらんも娘の心いかや君を一目見せま  
 めらせさし大谷山に至る道にて待せたまへ左衛門幕の紋  
 の何ぞや籬竹も雀なりさらば後にこそと袂を分ち別る左

衛門の本尊を拜し猶心の願叶たまへと祈りつゝ、まるべの  
 寺よて盛の櫻一枝を手折り短冊よ一首の歌を書きこれを  
 花に結つけ竹も雀の幕の紋を心あてに大谷の方に向かき  
 行たり籬の幕の人見よりちぎりし人の今や来るかど心に  
 待ゆたりしよ左衛門が来るを見薄雪に向ひ人目少き山廣  
 に花色の羽織着て花をかさげし艶男の来たりはれは  
 じいへどそ、のかしければ薄雪の何心あるく打見ればいと  
 艶男あるに心はれくして百敷の大宮人の櫻かさして今  
 日も暮しつと詠たりしのか、るさまをや扇織の紋の三本  
 傘の中よ山といふ字の三笠山といふ心あやと影のゑくる  
 、まで見送る

以下は次の巻に分載す



○ 畦倉重四郎の實説

享保十年乙巳十二月十六日畦倉或の畦倉重四郎といへる  
 兇賊を淺草の鼻首せらる今その罪狀の顛末を擇るに筑後  
 國久留米城主有馬筑後守頼旨朝臣が臣に定府の士畦倉重  
 左衛門といへる者あり藩制を犯せし罪ありて永暇となり  
 赤羽根の藩邸を放逐せられ些の知己を便り武藏國城玉郡  
 幸手宿に至り身の安着を頼みしに知己もそのよるべなき  
 身となりしを憫み種々生活の方法を計れども元來武家  
 に生立商賈等み従事するとも所詮成就の見込なけれバ此  
 頃幸又宿内なる手跡指南の者死して今その跡を指南す  
 るものなし武家の浪人あり相應の活業といふ者ありし  
 を幸ひと思ひ重左衛門に右の趣を語告て先此請に従ひた

まへと勤めければ重左衛門その志のかたじけなきを喜び  
 願て其勤又應せし程に宿内の甲乙等も力を戮せ一軒の空  
 屋を修葺しこれ重左衛門を引移らせ入門の兒童を養ふ  
 に師を失ひし際なれば忽に教を請ふ者賑はしきまで來り  
 集る是に於て重左衛門も生活の便宜を得しをうち喜び手  
 跡の傍に讀書をもさせしかバ里人の信用も深く富むよの  
 ありねど其日を安らかに送りぬ重左衛門一人の男子あり  
 り生得築殿にて容貌女兒を欺くの美あり父の舊主に歸參  
 の種にもせまはしどて讀書劍術の更へ茶事圍碁等の遊伎  
 までを教へ習はせ年十五の時前髪を剃落させ巳が通稱の  
 一字を譲り重四郎と改名させけり重四郎の父の望に似も  
 やらず年少きより賭博を好み其徒に交るを二なき樂とそ



れども陽に好言令色をもて人を遇せれば父もこれを知らず欺るゝものさへ多かり其比同宿に穀物を鬻ぎ家最富める穀屋平兵衛といへる者あり平兵衛の一男一女を設け兄を平吉といひ妹を波といふ平吉の幼稚の時より重左衛門に承跡を學びし者之享保八年平吉の二十一歳波の十八にて共に年比にも至りしかば頻り其良縁を求めしに下總國關宿近在坂戸村の名主柏木庄左衛門が長男庄之助といふ者亦妻を求るとて適波が年齢といひ容色の美しさを傳聞きこそぞ然るべらんと豫て入魂なりける幸手宿に穀物を渡世杉戸屋富右衛門の平兵衛と莫逆の交ひりし聞けば彼を懇みて媒始にすべしと思ふまゝ、願て富右衛門に事の趣を語告て只管口入を頼みければ富右衛門異議なく承引し

適平兵衛に逢ひ嘉耦ならんと勸む平兵衛夫婦は標梅吉にかなへりと喜び速に結婚を諾へしむる庄之助が父母も斜あらずうち悦び即刻定禮をぬくり合番を行くんとするに平兵衛方にては新婦が房奩いまだ整はねば今暫くして佳期と延す折から料らず一條の變事起りしをいかにいふに平兵衛常に園基を好み餘暇あればこれをもちよなき樂とするに重四郎も其子平吉が師の子なれば日比親しく來りて園基の相手となり夜を深すとも屢々然るに重四郎のいつしる波が容色を見て心を惱し艶書を竊に贈りしを波のいまだ結婚の禮の行はずとも夫定るうへいひで他心あらんやと竊に其艶書を母に示せしむる母大に驚き事の趣を平兵衛にも告げり平兵衛心中大に重四郎が亂



行を憎むといへども流石あいは徳さんも重右衛門も驚し  
 氣の毒ありと勘辨し其後の只何となく疎遠にまたりしか  
 ば重四郎もさての飽書の事顯れけんと思へば頼て事の状  
 と聞探るよ果して然之且告る者有りていへらく飽書の事  
 より平兵衛の妻のいさく心を痛めかゝる慢事に至るも畢  
 竟合番の進きに因て之と媒人富右衛門を招て促せしかば  
 富右衛門大に驚き何のたまれ此後重四郎をバかしく出入  
 を止めたまへ許したまへ、懲ゆらんと誠めとによりさて  
 こそ平兵衛の身が行きたまふを太く厭ふなれと暗知せ  
 しを聞て重四郎大に怒り是より忽惡念を生じ只管其怨を  
 報ずる時を窺ひぬたりこゝに重四郎が博奕の友も同宿三  
 五郎といへる者の或時拾ひし富右衛門が烟壺の中お平兵

衛より富右衛門に送りし書翰ありしと聞て重四郎是究竟  
 之どうち喜び頼て三五郎に金二百匹を與へて右の烟壺を  
 買取り其惡謀己に成れりに獨喚してゐたりしに享保八年  
 六月二十七日平兵衛が今日關宿に至り鞍代を受取て歸  
 るよし傳聞ければ時こそ來れと重四郎の利根川縁權現堂  
 村なる小篠堤に待伏し平兵衛を遣も過さず斬殺し懷中を  
 探りて所持の金子百兩を奪ひ取り彼三五郎より買取し富  
 右衛門が烟壺を死骸の傍に捨置て直も其場を逃去りし  
 べ知る者絶てなかりしとぞ

以下は次の卷に分載す



明治十六年五月十一日出版御届  
同年八月廿三日發行

十五

著者

新潟縣平民

松村操

神田佐久間町二丁目十一番地

版主

東京府平民

望月誠

京橋區南鍋町一丁目七番地

發兌元

京南鍋町一丁目七番地

兔屋誠

大坂順慶町四丁目心齋橋南へ入

同支店



○小倉騷動の實説

○大岡越前守の實説

二の巻の續

○新薄雪物語の實説

同

○河内山宗春の實説

同

附直侍の事

○畦倉重四郎の實説

同

○加賀騷動の實説

同

○毛剃九右衛門の實説

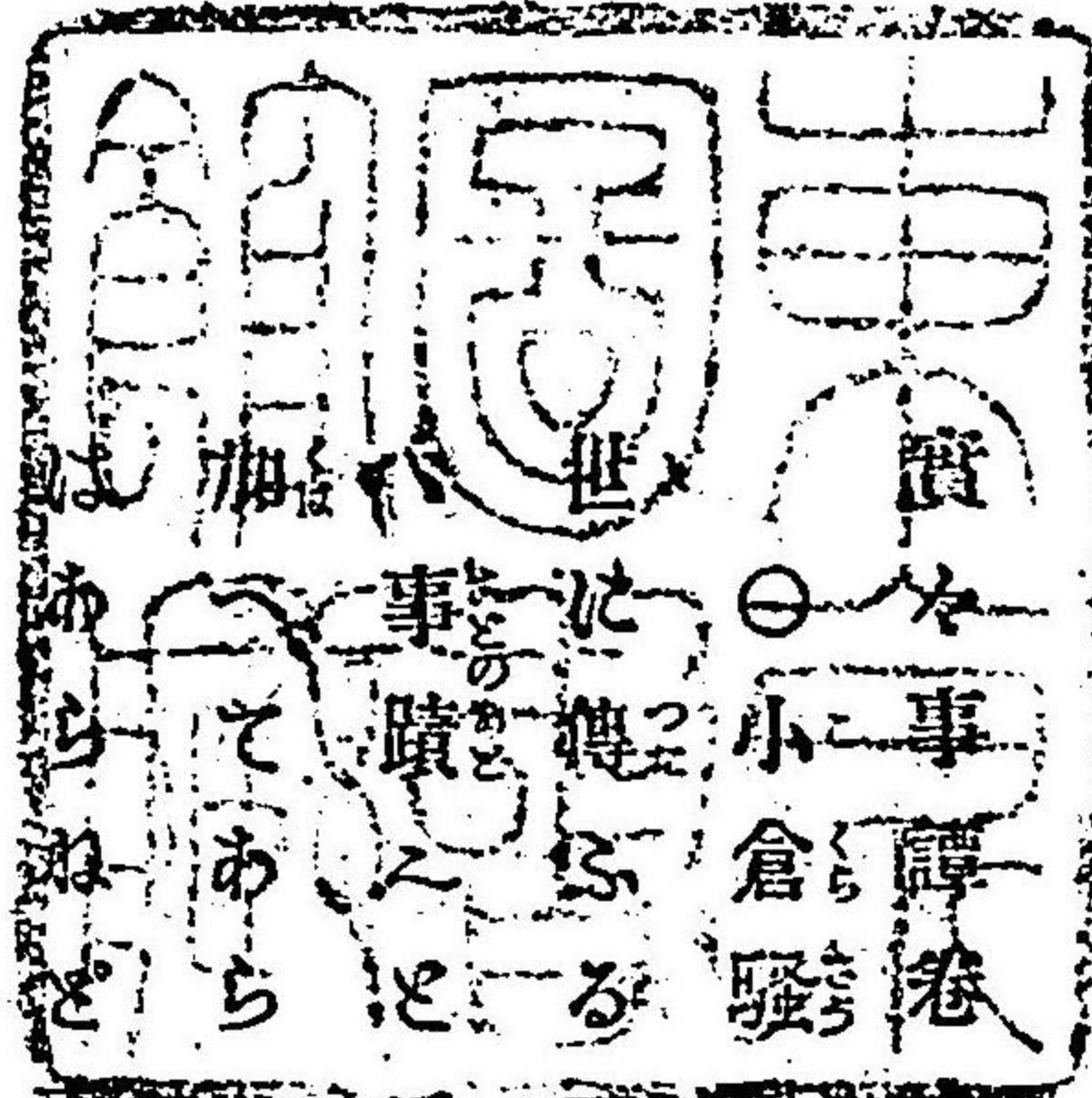
同

附博多小女郎の事

寶々事譚

卷四





實々事譚卷之四  
○小倉騷動の實説

世に傳ふる双紙に何とか標題して大神兵部等といふもの  
事蹟として編綴しもの一部ありこれに又一層の潤飾を  
加へてあらぬ事を演劇などにものすめり其事全くなきに  
固より取るべき所尠し抑此事の實説の寛政の比豊前國企

救郡小倉の城主小笠原忠苗朝臣の家老に犬甘兵庫部と  
此名を呼換小笠原帶刀長坂志馬二木勘右衛門といへる四  
人ありて領内の成敗を執行へり先代左京大夫忠総朝臣に  
は子なかりしかば同族播磨國兵粟郡安志の領主小笠原信  
濃守長達が二男を養ひ家を繼しむ是即忠苗朝臣之實父長



二 達ハ右近將監忠基朝臣が二男にて喜三郎長興に養はれ小倉より安志に至れり安志の小笠原家の四万石を領し嚮には豊前國下毛郡中津の城主なりしが造酒助長邑享保元年九月六日六歳にて卒し嗣子なきをもて當時幕府の制法により同年十月十二日所領を没収し城地を召上らる然れども先祖の勤勞を追思せられ弟喜三郎長興に播磨國の内実粟佐用赤穂三郡にて新に一萬石を賜はりしを以安志を居所と定めし之偕小倉に於て家老等領内の政務を執るに四人の心各一致せず中にも大甘兵庫の老職の上座に在りて權力のあつから歸する所あるより勢に任せて専斷の舉動尠からず同僚これを怪しく思ひ互に憎むと隣敵の如く一番忽兩派に分れ用人以下兵庫に同意する者もあれば

又他の家老に属するもありてその軋轢已ときなく已に大騷動に及ばんとす因て帯刀勘右衛門兩人殊に奮勵し小笠原刑馬小笠原齋宮嶋村十左衛門澁田見舍人等大にこれを助け同族の諸侯及内外の親戚と議し兵庫が主威を憚らず多くは一己の専斷にて國政を恣にせし證據を擧て竟に其職を褫ぎ頓て領内築城郡銅原といへる僻地の山林に固圉を築きておれに幽閉しけり其比世上の風説には土牢に籠めしといひ傳へしとぞ其他兵庫に隨心の者の輕重の罪科に處し斯て一時の事悉く平定に及びし之

以下は次の卷に分載す



四

○大岡越前守の實説

三の巻の續

諸越前守忠相江戶町奉行に任せられてより爾後公事を裁  
 判するに其行ふ所尽く公明正大にして理非正邪を見んと  
 恰神の如く罪の疑はしきは驟忽に判断を下さず仁慈を旨  
 として只罪人を少からしめんとのみを以務とす或時一囚  
 人あり其嵌られたる手鎖を除け手の活用を便せんとして  
 誤て其封目の印を破りしかば其身は勿論衆人大に驚き此  
 上は是非なし明白に實を告て罪を請より外なからんと己  
 に訟庭に詣り其趣を陳述せんとす忠相此体を見て早くも  
 大聲を發し汝何處に於て躓き仆れ封印を裂しや若私に封  
 ずるに於てはその罪輕からず然れども思ひかけず汝の願  
 仆れし餘勢に封印の破裂しはいかにともせん方なし其願

五

き仆れし地を確に視認し証人を立改めて來り訴ふべし汝  
 公の法制を知らざるゆゑ疎忽の訴すべからずと誠め鎖を  
 改め其越度を問はざりしかば其者思徳に感泣して已ざり  
 しと予以其寛仁なりと一端を知るに足るべし大將軍吉宗  
 公深く忠相が職務に勉勵し大に管下の民を安ずるを賞せ  
 られ同十年九月武藏國比企幡羅上総國市原以上三郡の内  
 にて二千石の地を加賜せらる豫て賜はりける養父忠直が  
 遺領千七百二十石に今度加恩の地を加へ都合三千七百二  
 十石高となれり此時忠相四十九歳之其後ます一勵精し  
 享保二年始て町奉行に任せられしより在職二十年の久き  
 に及べども職務に一点の過失なきを褒賞せらるゝの餘元  
 文元年八月竟に寺社奉行に進められ上野國邑樂下野國都



六 賀、安蘇、梁田以上四郡の内にて二千石の地を加へられ都合  
五千七百二十石外に粟米四千二百八十俵を足高とし一萬  
石の高となし即一萬石以上の格式たり時に忠相六十歳に  
予満ちぬ斯て同年十二月雁の間末席に候し歳首拜賀の  
時には同席並に列すべしとの恩命あり寛延元年閏十月七  
十二歳にて又奏者番となり寺社奉行たると故の如し此時  
從前の足高粟米四千二百八十俵を廢し更に參河國寶飯濕  
美、額田三郡の内にて四千二百八十石の地を與へられ朱印  
高一萬石にて全く藩列に編入られぬ是より同國額田郡西  
大平に居所を營み以後代々の在所と定めども其身は定府  
にて家を繼ぐの後一度其地に至るの外は江戸に在り同二  
年忠相七十三歳の時先代加増の地千七百石及武藏上野下

野三國の領地之下総國相馬、岡田、豊田三郡の内に移さる斯  
て寶暦元年十一月忠相今は七十五歳に及び病にも罹れる  
をもて職を辭するに奏者番はゆるされず寺社奉行は事務  
繁多なれば病身且極老なるにより願のまゝにとて兼務を  
解れ心閑に病を養ふべしとの恩命あり忠相命を蒙りて心  
の限り療養を加へしかど病漸次に重り同年十二月十九  
日竟に卒しぬ法名を松雲院興譽崇義といふ嫡子求四郎忠  
宣は嚮に享保十年父忠相が町奉行たりし時西丸の扈從と  
なり同十九年十二月從五位下に叙し紀伊守に任ぜられ後  
に能登守に轉ず元文元年八月父が寺社奉行となり万石以  
上の列に加へられし時に君側の勤務を免され菊の間の縁  
類詰となり寶暦二年二月十五日父が遺領を相續せしより



此後菊の間縁頼詰の家格となりぬ忠相が一世の智畧は此  
 外勝て數へがたしといへども世俗相傳へて享保十四年江  
 戸町奉行在職中彼天一坊戒行をも捕へしといふは大なる  
 誤え忠相彼事には些少も關係あらず天一坊は關東郡代伊  
 奈半左衛門が手に捕縛し大目附鈴木飛彈守利雄公事方勘  
 定奉行稻生下野守正武及半左衛門列座のうへ評定所に於  
 て糾問し同四月廿一日利雄罪狀を宣告し其闕所物の沽下  
 も半左衛門が馬喰町の邸にて執行はしめし之然るを忠相  
 が裁斷の公明なりしに附會しあらぬ説を實事の如くにい  
 ひもてはやすより謬に謬を傳へ享保政談或は大岡仁政録  
 等の俗書世に行れ大に實を失ふと多し此歳享保十年忠相が  
 家士は加藤喜兵衛その長となり市川義平太小林勘藏山下

左衛門用人たり世にいふ平石治右衛門吉田三五郎池田大  
 助等の者の何人をさしていへるにや最信用しがたき人名  
 なり是はたゞ忠相が履歷を畧記する因にいふのみ終



○新薄雪物語の實説

三の巻の續

籬此体を見て彼花を所望しまゐらせんと走り出て其花を受んよしをいひしかば左衛門いと易きとかりと短冊の付しまゝを與へしを取歸りて薄雪に見せければ短冊に一首の古歌を書たり 枝高き花の梢もをれば折るおよばぬ戀もあるところきけとあるを見是は戀歌なり花はもらひもせめかゝるものは取て歸るの要なしとたしなめられ籬も今更に面目あき心地しつれど強てつよくいふにもあらで薄雪此花にて心を慰めぬと歸りのあゝろかまへに玉章を見すべきひまさへなけれは其儘携歸り夕くれかたに籬につき薄雪の東の廣縁に出て臘月をちがめありけるに籬來り今日大谷にて此文拾ひたりしと見せしに 色濃くも見

えぬ雲間の花様く参るとある表書を薄雪見て是の人頼れてわれに届けしものあらめと籬に和女の媒の心にやどけしき悪しく見えしかば籬の何を證に仰あるやらんといひしを聞薄雪此表書を見ずや色濃く見えぬといふ意ならめ雲間の花どの雪をいへれば我に何人かおくる所の玉章とこそ思ひるれわらはに然る事しもあらば叱り懲して教訓をもなすべき身にてかゝるものを取次するとやはあるといと不興氣にて籬に貞操の物語ありしかば籬も亦唐倭の事など引て語らひし時薄雪の言に親も許さぬ玉章の通路のいかで心に任すべき親も允し其人の心もたしかなるを知らずしていかで縁しを結ばんや實ある人の又も何どかいはであるべき鬼も角も此玉章は返して



よど竟に收領せざりしかば、籬よりこれを左衛門に返しに  
 けり。左衛門の本意なく思へども、思ひのきづなを切かねて  
 又も籬をして玉章に心のたけを言おくれ。薄雪も今いせ  
 ん方なしとて、下紐の解がたきよしの返事せしより、互に玉  
 章の往復其年をかさね、此内に薄雪のさきの夫の三年を弔  
 ひしかば、今い人に身を任す下心ありしかども、然りとてい  
 はて猶玉章にて左衛門の挑み薄雪の辭して千束の敷を重  
 ね思ひせまりて、男よりあくる文の奥に水莖のこれを限  
 りと書つめてせきあへぬもの、涙なりけりと思ひ込たる  
 鳥の跡に薄雪もこれまでと籬に今までいつれなくいら  
 へせしが、亡夫の三年すきて、兎も角もと思ひしに、長き年  
 月心の底のよわりなく、玉章を重ねし人の實をいかで嬉し

と思はざらんや、今より後の和女の媒に任すべし。志かし母  
 君に聞えおげは、許あらば心の實の返事をもせめは、許なく  
 ていえこそ許さじといふを聞て、籬その心くるしめたま  
 ひそ、母君に、去年より密に聞えおげは、許を受て玉章をか  
 けし、雁の使の志侍るなれあなかし、戀の淵瀬に踏迷ふ  
 ならひなれば、密に逢たまひてよく、其方さまの心の中  
 をも探りたまひてよき人のよしとよく見てよしと思召さ  
 ば、あらはに婚姻をもなしたまひ玉椿の八千代までを契り  
 たまへかしと、勧めしかば、薄雪も心解て、一昨年の秋亡夫の  
 終焉の正詞に、貞女の道を立んとて、丈なる黒髪を切ると、勿  
 れこれも親の賜物、誠の道を守らんと、思は、心に観音經  
 を保つべし、おれをだに忘れざりせば、假令此世にて別る、



とも來世の一蓮に生るべし我亡き後のいかなる方へか縁  
 を結び身の後の夫に任すとも心のかはらぬ妹背中其誓  
 の只懇めまめしが原のさしもくさ我世の中にあらん限り  
 は其誓願をこそ頼みなれ努々経讀誦をな忘れそとの遺  
 言を守り三年以降日毎に普門品を讀誦し佛名を百遍づ  
 書しなれ今の母上の心やすめ免も角もとの詞に離れ心  
 嬉しく左衛門の許に



と判じ物をあくりしかば左衛門つくく見えてあな人じら

この謎かなものを四ツ並しんまものといふ意ならめ三日  
 月の弓張月なり下に松あるの待の隠語にて二十三日をい  
 ふなるべく犬と鼠を書しん犬の成鼠の子にて戌の初夜子  
 の夜中なれば初夜と夜中の間をい以太刀の身の刃なり下  
 に心の字を書たるを合すれば忍といふ字なり然れば初夜  
 と夜中の間に忍べしとの謎なるべしと悟り其夜を待て逢  
 そめしより其月も過ぎおなじき八月十九日の再逢ひし其  
 曉近江なる親いたづきありどの知せに故郷の滋賀に歸り  
 しより親も亡人となり其喪にわれ便もなく薄雪も思ひ  
 煩ひ終に重き病となりいまはに母に左衛門が事をわか  
 普門品を唱つゝ歸らぬ旅に赴きしを知らて左衛門の喪も  
 果て來り忍びて離に逢ひ始めて薄雪がはかなく鳥邊野の



露と消えしを聞き驚きて剃髮染衣の身とあり籬も翠の黒  
 髪を切拂ひ共に薄雪が後世を吊ひしとぞ以上の原文の儘  
 ならず彼物語新薄雪の要を摘て擧し之借右の物語書を  
 根據として彼新薄雪物語の院本を作り出しこれに秋月大  
 膳幸崎伊賀守物語書にあり刀鍛治國行國俊又團九郎等の事  
 を加入れて幸崎和泉の早く世を去りしと物語書にはある  
 を猶生前の人となし作物語の浮たる説を有し事實の如く  
 に作り離に又左衛門が僕妻平といへる者の契を結びし  
 事ありとなし離の原本に載する人名なれども其他のすべ  
 て院本作者の作出し、新趣向にて又彼——心の判物も原  
 本の判物の内を聊撮合せて仕組しなり然れば原本新薄雪  
 物語既に古人の作物語なれば況てこれに據りて作り出せ

る院本の無根説あるといふを俟ずまかるにこれを西  
 國なる某家にてありし事蹟ありなどいふに取るにも足ら  
 ざる好事家の臆説なり世の婦幼努々是等の言に惑ふと勿  
 れ

終



○河内山宗春の實説

三の巻の續

其時庄吉利兵衛兩人は言を放て門外へ走出たる佐伯源吾を跡より追かけ其袖を志かど捉て引留めこは心も得ぬ返答かな我々は發狂人にもあらざれば縁故なくしていかで金錢借用の頼みに及ばんや頼むべき筋あればこそ遙く尋來りしなれ抑武家奉公の身を以制禁の陰富を催すのみあらざり利怪しき箱に機關を設け愚人を欺き大金を奪取るを人は知らずと思はるゝやその縁故あるにより如斯借用を乞なれど然りとて我等は固より河内山が夥計にはあらずされば此上承引なくば今はそれまで主人に請て借受人返答いかいと左右より詰寄て更に遁すべき体も見えざれば源吾今はせん方なく此處は途中之黒澤が邸内なる若林

が宅にて待べし後より來れど袖振拂ひて走去りしかば兩人は冷笑ひつゝ然らば黒澤が邸に至るべし何の恐るゝとかはあらめと跡より續きて水道町なる黒澤五郎右衛門が邸に至り若林喜三郎が長屋に案内を乞に喜三郎も面會して源吾と俱に金子を貸すべき謂れなしと拒むを聞も終らず兩人は高聲を放て先刻より如斯まで頼むに聽容られず最早頼まじ然るかはりには各が非道の所業を告訴せば身等のみかは主人も必罰あるべしそののみ氣の毒千萬之と飽まで罵り哮る程に源吾の喜三郎が家族の聞所も心外之と大に怒り武士に對して重々の雑言今其儘聞捨がたし其處を退そと刀を把て起んとす喜三郎のあなやと驚きその短慮なり堪忍あれと止る手先を振拂ひ扱手も見せ



ず庄吉が眉間を確と斬付たりこは克はじと逃出すをすか  
 さず肩先に又も二の太刀斬付たれども間合延て十分なら  
 ず其儘庄吉は恐惑ひて立關を飛下り逃出るに續きて利兵  
 衛も辛じて危急を脱れ半町ばかりは兩人ひとしく逃たり  
 しが庄吉は手負のうへに小石に躓き確と倒れて其儘そこ  
 に氣絶したれば利兵衛ますくうち驚き周章狼狽して御  
 弓町なる河内山が宅に走りゆき詞急達しく事の顛末を報  
 ける程に宗春は嘆息しよしなき庄吉が疎忽より事のおゝ  
 に至りしは自業自得といふべきのみ然りとて捨置べきに  
 もあらずと先取敢ず其子三之助を遣り其身は後れて水道  
 町の庄吉が倒れし處をさして赴きぬ諸も利兵衛は三之助  
 に附添て其地に至るに最早怪我人の周圍にはこれを見ん

どて老弱男女所狭まで集りぬたり其内宗春も追着しかば  
 三人齊く群集を推分庄吉が倒れし側に近き見れば豈計ら  
 んや庄吉は淺疵にて素より命に別條あるべき体にもあら  
 ずその時町役人体の者ありて頻に群集を制するを見認め  
 宗春は其者の側に進寄り我は河内山宗春といへる直參人  
 の隠居之今日偶私用ありて此邊を通りかへり群集は何故  
 なるやと覗き見れば思ひもかけず先年召使ひし庄吉とい  
 へる者何人の爲にや手疵を負て倒れし之假令今日は召使  
 ふにあらずとも手疵に苦むを此儘見捨るも本意ならぬば  
 兎にも角にも我宅へ召連歸り片時も早く醫師を迎て治療  
 を加へんと思ふなり彼者平生酒の爲に本心を失ひ動もす  
 れば醉狂のため人に喧嘩に及ぶの癖ありそれが爲に已



に我家よりも暇を出し、程なれば察するに今日も必酒狂  
 にてかゝる手傷を負ひしかと思はる就ては我万事を引受  
 け當町の厄介は勿論公邊の沙汰となさるやう取計ふべ  
 し此儀偏に我に任せよかしと飽まで其身に引受け言巧  
 に官の沙汰にならざるやう町役人を説伏せければ町役人  
 も表向奉行所に訴へ檢使を請て事を處置せば町内の厄介  
 幾子ならんも料りがたし幸ひに此者が引受んといふに任  
 せ町内の厄介を省くに如かじと一議に及ばず給て宗春が  
 いふ所に任せ且彼是時移り治療後れんの恐れあれば先醫  
 師を此處に招きて治療を加へしむると急務と急を呼來  
 りて診斷さするに眉間一ケ所肩先二ケ所共に淺純なれど  
 も庄吉は重き体にして治療を受け噫苦しと呻きて已まず

諸宗春は三之助を引連れ直に佐伯が宅に至り面會志たし  
 と請ふに源吾は河内山が來りしと聞て過日了徳院の一件  
 あれば面會せんと素より心に望されども若謝絶せばいか  
 なる後害の種を生ぜんも計りがたしと思へば餘儀なく出  
 て面會するに宗春は威儀を正して我舊家來庄吉何等の無  
 禮に及びむかは知らざれど傷を負せられしは遺恨ありて  
 の事歟但又彼に不埒の所爲ありしか假令事故あるにもせ  
 よ人を殺す者の其罪死に當るは公の制令之然れども幸に  
 庄吉が疵然まで重からず性命には別條なしと思へど數ヶ  
 所の疵ありて大に苦めり足下の返答次第にては主人に面  
 談して黒白を分んと思ふ之此儀いかいと詰られて源吾は  
 最口惜しうは思へども今いはるゝ所の理の當然なればよ